

滋賀県の監査2025

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

令和8年4月

滋賀県監査委員事務局

滋賀県の監査2025 目次

1	監査委員および事務局組織	1
	(1) 監査委員	1
	(2) 代表監査委員および職務代理者	1
	(3) 職務	1
	(4) 監査委員事務局	3
2	令和7年度監査計画	4
3	監査等の執行状況	1 2
	(1) 定例の監査等	1 2
	①財務監査（定期監査）	1 2
	②行政監査	1 3
	③財政的援助団体等の監査	1 3
	④例月現金出納検査	1 4
	⑤決算審査（一般会計・特別会計）	1 4
	（公営企業会計）	1 4
	⑥基金運用状況審査	1 5
	⑦健全化判断比率等の審査	1 5
	⑧内部統制評価報告書審査	1 5
	(2) 随時の監査等	1 6
	・住民監査請求	1 6
	(3) 監査委員関係の諸会議	1 6
	(4) 年間監査等日数	1 6
	(5) 知事・副知事との意見交換	1 6
4	令和7年度の監査等に関する報告等（抄）	1 7
	(1) 財務監査（定期監査）の結果に関する報告	1 7
	(2) 令和6年度行政重点監査の結果に関する報告（概要版）	3 2
	(3) 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告	3 6
	(4) 滋賀県歳入歳出決算審査意見書（抜粋版）	3 8
	(5) 滋賀県公営企業決算審査意見書（抜粋版）	5 1
	(6) 滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書	6 4
	(7) 健全化判断比率および資金不足比率審査意見書	6 5
	(8) 滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書	6 7
	(9) 住民監査請求および監査結果の概要	6 8
5	資料	
	(1) 財政的援助団体等の監査実施団体選定指針	
	(2) 外部監査制度について	

1 監査委員および事務局組織

(1) 監査委員

監査委員は、定数4人をもって設置されており、議員のうちから選任される委員は1人、識見を有する者のうちから選任される委員は3人（うち1人は常勤）とされている。

（地方自治法(昭22法律第67号。以下「法」という。）第195条、第196条、第202条、滋賀県監査委員条例(昭39条例第10号)）

（令和8年3月31日現在）

氏名	常勤・非常勤の別	選出区分	任期（在任期間）
周防清二	非常勤	議会	令和7年4月25日～
村尾慎哉	非常勤	識見	令和2年4月25日～令和6年4月24日 令和6年4月25日～（再任）
大野恭永	非常勤	識見	令和7年7月29日～
河瀬隆雄	常勤	識見	令和5年4月2日～

（令和7年度中に在任した委員）

駒井千代	非常勤	議会	令和6年4月26日～令和7年4月25日
奥博	非常勤	識見	平成29年7月29日～令和7年7月28日

(2) 代表監査委員および職務代理者

令和5年4月12日の監査委員協議において、代表監査委員には河瀬委員が選任されている。職務代理者については、令和7年7月28日までは奥委員、令和7年7月29日から村尾委員が指定されている。（法第199条の3）

(3) 職務

監査委員は、法第199条等の定めるところにより、次の監査等を実施している。

① 定例の監査等

ア 財務監査（定期監査）（法第199条第1項および第4項）

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。

イ 行政監査（法第199条第2項）

(ア) 対象事務を特定せず実施する行政監査

財務監査（定期監査）の実施に併せ、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。

(イ) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

県の行う事務の中から、社会経済状況、施策の動向、各種監査の実施結果などを参考にして対象とする重点テーマを定め、事務が適正かつ効率的になされているかについて監査する。

ウ 財政的援助団体等の監査（法第199条第7項）

県が財政的な援助を与えている団体や出資団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

エ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

オ 決算審査

- ・ 一般会計および特別会計（法第233条第2項）
- ・ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

カ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

キ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

ク 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

② 随時の監査等

「①定例の監査等」以外の監査等については、その必要性や請求（要求）の内容等

を検討の上、その都度、監査委員の協議により定めることとなっている。

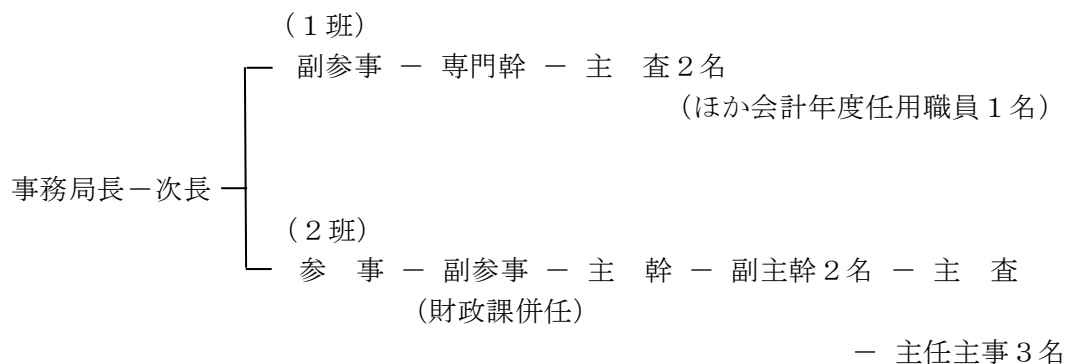
〔例：住民監査請求（法第242条第5項）など〕

（４）監査委員事務局（令和7年度）

- ・監査委員の事務を補助する機関として、次のとおり事務局が設置されている。

〔定数15名 現員15名〕（ほか会計年度任用職員1名）

（令和8年3月31日現在）



2 令和7年度監査計画

第1 趣旨

この計画は、滋賀県監査基準（以下「監査基準」という。）第8条および滋賀県監査実施要綱第2に基づき、令和7年度監査の実施に関し必要な事項を定める。

第2 監査等の基本方針

本県の財政状況は、今後更に財政需要が増大することが見込まれ、厳しさを増しており、「滋賀県基本構想」に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け施策を展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。財政収支を的確に見通し、社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応していくことが求められている。

監査委員は、県行政に対するチェック機関としての役割を十分に発揮するため、県民福祉の向上に資する行政サービスが、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか等の観点から引き続き監査を行う。

経済性、効率性、有効性の視点にシフトした監査の充実に向けて、人的、時間的資源を重点的に振り向け、更なる監査の質の向上に繋げることとする。

1 監査機能の充実

(1) 多角的な観点からの監査の実施

ア 財務の執行に関し計数等が正確か、手続が法令等に則り適正かといった正確性、合規性の観点から監査を行う。

イ 事務事業の執行について経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のいわゆる「3E」の視点による多角的な観点からの監査を行う。

ウ 財務監査（定期監査）にあわせ行政監査を行う。

(2) 監査能力の向上

監査能力の向上を図るため、全都道府県監査委員協議会連合会や近畿府県監査委員協議会等への出席、他府県等の先進的、効果的な監査手法等の情報収集および事務局職員の各種研修会への派遣を行うとともに、これらで得た知識等を伝達研修・内部研修を通じて組織内で共有することにより全体的な能力の向上につなげる。

また、「3E」視点による監査を充実するため事例研究、勉強会等を行う。

(3) 監査の質の管理

監査等の質を一定水準に保つため、必要な証拠の収集と、監査結果に至る判断の過程とを示す書類の整備に努める。

(4) 外部監査との連携

外部監査人が実施する外部監査の実施状況にも留意し、双方の有する監査機能の最適化を図る。

2 監査結果等の県政への反映

(1) 監査結果の報告等

監査結果を県政運営に反映させるため、議会および知事等に報告するとともに、検討・改善を要する意見についても提出する。

また、指摘事項や意見については、その趣旨に沿ってより適正で効率的な行政運営に向けた改善措置の実施を強く求める。

(2) 監査に関する情報の提供

監査結果および意見については、速やかに報道機関に情報提供するとともに、県公報や監査委員事務局のホームページにより県民に分かりやすく提供する。

(3) 監査のフォローアップ

委員監査および包括外部監査の結果および意見が、予算の編成・執行や事務事業の運営等に的確に反映され、実効性のあるものとなるよう、その後の対応状況等を適宜調査し、フォローアップを行う。

(4) 監査の実効性の向上

監査結果等を庁議へ報告し、内部統制推進部局や共通事務所管課と監査結果等の共有を図ることにより監査の実効性を高める。

3 内部統制に依拠した監査の実施

効率的かつ効果的な監査の実施を図るため、事務に内在するリスクを抽出し、量的・質的重要性が高いと評価したリスクについて、重点的に必要な監査を実施する。

また、内部統制の運用状況の確認を行い、内部統制に不備があった場合には、適時に内部統制推進部局、内部統制評価部局および制度所管課に改善を求め、組織全体における内部統制の充実強化につなげる。

4 効率的な監査の推進

効率的な監査の推進に向けて、引き続き監査調書等の資料は、原則、電子媒体により提出を求めるとともに、必要に応じてWeb会議システムを利用した関係人からの説明聴取を実施する。

また、監査の効率化・省力化に向けて、監査対象機関の業務改善にも資するよう監査

調書作成の省力化等の観点で、監査調書の見直しに係る検討を更に進めるとともに、デジタル技術の導入や進展状況を捉えつつ、より効率的、効果的に情報の収集や活用が行えるよう、データの取得、分析、活用手法等について検討する。

第3 監査等の実施計画

監査基準第3条に定める監査等を次のとおり実施する。監査等の実施時期は、別記1のとおりとする。

1 財務監査（定期監査）

(1) 対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の1(2)に定める本庁および地方機関とする。

(2) 対象年度

別記1の前期に監査を実施する機関は、令和6年度とする。ただし、必要に応じて、令和7年度の事務も対象とする。

後期に監査を実施する機関は、令和7年度の事務を主たる対象とするが、令和6年度の監査で対象としていない事務についても対象とする。

(3) 監査の方法

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係人からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合ならびに現地調査等の方法により行う。

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

委員監査は、関係人からの説明聴取を監査委員自らが行う対面監査と予備調査の報告書をもとに行う書面監査のいずれかの方法による。

(4) 実施体制

ア 対面監査は、原則として監査委員2人で実施する。ただし、必要に応じて監査委員4人で実施する。

イ 書面監査を行う機関は、別記2のとおりとし、書面監査は、代表監査委員が行う。なお、監査委員が必要と認める場合は、対面監査を行うものとする。

(5) 実施場所

原則として、本庁にあつては監査執行室、地方機関にあつては各合同庁舎または当該事務所等において実施する。

(6) 実施期日

監査は、別記1の時期に行うものとし、実施期日は、該当月の1か月前までに定めるものとする。

(7) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表す

る。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査対象機関の長およびこれを所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、監査結果等の報告および公表の時期は、別記1のとおりとする。

(8) 監査結果等の措置の公表

監査結果（指摘事項に限る）および意見等は、該当機関から措置状況について、期限を定めて文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

2 行政監査

(1) 対象事務を特定せず定期監査とあわせて実施する行政監査

監査の対象機関等は、財務監査(定期監査)と同様とする。

(2) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

別に定める。

3 財政的援助団体等の監査

(1) 対象団体

滋賀県監査実施要綱第2の3(2)ア、イ、ウの各団体から実施団体を選定する。

(2) 対象年度

令和6年度とする。

(3) 実施の方法および体制

監査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による委員監査を行う。

原則として、監査委員2人で対面監査を行う。ただし、団体の事業内容によっては、代表監査委員が書面監査により行うことができる。

(4) 実施場所

原則として、当該団体の主たる事務所または監査執行室において実施する。

(5) 実施期日

委員監査は、別記1の時期に行うものとし、実施期日は、実施日の1か月前までに定めるものとする。

(6) 監査結果等の報告および公表

監査結果は、速やかに報告を決定し、議会および知事等に提出するとともに公表する。監査の結果、検討または改善を要する事項があった場合は、監査結果の報告に添えて意見を提出する。監査結果等は、監査実施団体の長および当該団体を所管する部局長に通知する。

また、監査結果について、特に措置を講ずる必要があると認める事項があった場合は、知事等に対し、勧告するとともに公表する。

なお、報告および公表の時期は、別記1のとおりとする。

(7) 監査結果等の措置の公表

監査結果（指摘事項に限る。）および意見等は、該当機関の措置状況について、期限を定めて、監査実施団体を所管する部局長に対し文書により報告を求める。措置の内容の通知があったときは、当該措置の内容を速やかに公表する。

措置の内容を公表した後、必要に応じて、適時その状況を把握するとともに、翌年以降に実施する監査においても監査調書により回答を求める。

(8) 監査の立会

必要に応じて所管する県の部局（課、局）の職員の立会を求める。

4 例月現金出納検査

(1) 検査の事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の4(1)に定める事務および機関とする。

(2) 検査の実施方針等

関係諸帳簿および証拠書類により現金の出納について計数を照合確認する。また、必要に応じて保管現金等の確認を行う。

(3) 実施の方法および体制

代表監査委員が書面により実施する。ただし、特段の事情が認められる月にあつては、監査委員が関係人から直接聴取して行う。

保管現金の確認は、現金の保管機関に対して財務監査（定期監査）の予備調査時に、または必要に応じてあらかじめ通知することなく監査委員事務局職員が実施する。

(4) 実施期日

毎月、末日とする。ただし、その日が県の休日に当たるとき、または特別の理由があるときは、この限りでない。

5 決算審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の5(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

上記1(4)、(5)で行う本庁の財務監査(定期監査)と同様とする。

(3) 実施期日

財務監査(定期監査)と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

ア 一般会計および特別会計

令和7年9月中旬

イ 公営企業会計

令和7年9月中旬

6 基金運用状況審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の6(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

上記1(4)、(5)で行う本庁の財務監査(定期監査)と同様とする。

(3) 実施期日

財務監査(定期監査)と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

決算審査(一般会計および特別会計)に準ずる。

7 健全化判断比率等の審査

(1) 審査の対象事務および対象機関

滋賀県監査実施要綱第2の7(1)に定める事務および機関とする。

(2) 実施の方法および体制

監査委員4人で対面により審査を行う。

(3) 実施期日

財務監査(定期監査)と同日に行う。

(4) 意見書の提出時期

令和7年9月中旬

8 内部統制評価報告書審査

(1) 審査の対象

知事が作成した内部統制評価報告書

(2) 審査の対象となる内部統制の評価範囲

財務に関する事務

(3) 審査の着眼点

- ア 評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。
- イ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切におこなわれているか。

(4) 審査の実施の方法

- ア 滋賀県監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（令和6年3月改定）総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、総務部人事課が行った評価の根拠となる資料等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合によりを行う。
- イ 審査は、監査委員事務局職員による予備調査の後、監査委員による審査を行う。
- ウ その他の監査等の過程で入手した証拠を利用する。

(5) 審査の実施体制

監査委員4人で審査を行う。

(6) 審査の実施場所

監査執行室

(7) 審査の実施時期

令和7年7月から9月までに実施する。

(8) 意見書の提出時期

令和7年9月

(9) 知事との意見交換の実施

内部統制評価報告書審査に係る意見の提出に合わせて、内部統制の評価に関して知事との意見交換等を実施する。なお、上記のほか、効果的な内部統制の整備および運用等のため必要と認められる場合には、適宜、知事等との意見交換等を実施する。

(10) その他

審査の過程で内部統制の不備を把握した場合は、総務部人事課、行政経営推進課および関係する共通事務所管課に早期に不備の改善または是正を求める。

9 住民の請求による監査その他の必要な監査等

住民の請求による監査その他の必要な監査等については、その都度定める。

第4 補 則

- 1 この計画に定めるもののほか必要な事項（重要なものを除く。）は、代表監査委員が定める。
- 2 やむを得ない理由によってこの計画を変更する場合は、代表監査委員がこれを行うことができる。

※別記1、別記2は省略

3 監査等の執行状況

(1) 定例の監査等

① 財務監査（定期監査）

- ・財務をはじめとする各種の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。
- ・監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、監査結果の一部において是正または改善すべき事項として、指摘事項4件が認められ、その結果については、県議会議長、知事および関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。

併せて、監査結果に委員の意見（7件）を付して公表した。

- ・監査委員に報告のあった措置の状況についても、令和7年4月22日および令和8年3月27日にこれを公表した。
- ・その他、指導事項30件、留意事項201件について、監査対象機関に別途改善を求めた。

参 考

指摘事項とは：①法律、条例、規則等に違反し、不当性の度合いの高いもの
②著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの
③前回指摘した事項で改善の努力を怠っていると認められるものをいう。

指導事項とは：不当性の程度が比較的軽微で、嚴重注意を相当とするものをいう。

留意事項とは：上記に掲げる事項以外で特に注意すべきものをいう。

ア 令和6年度を対象とするもの

- ・令和7年5月28日から令和7年8月25日の間、本庁：89、地方機関：44、合計133機関について、令和6年度を対象に監査を実施した。
- ・監査の結果については、令和7年12月16日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

(令和7年12月16日公表分)

部 局 名	実施箇所数		部 局 名	実施箇所数	
	本 庁	地 方		本 庁	地 方
知事公室	3		病院事業庁	3	
総合企画部	8	3	議会事務局	1	
総務部	8	5	教育委員会事務局	8	
文化スポーツ部	4	2	選挙管理委員会事務局	1	
琵琶湖環境部	8	12	人事委員会事務局	1	
健康医療福祉部	9	6	監査委員事務局	1	
子ども若者部	4		労働委員会事務局	1	
商工観光労働部	7	1	警察本部	1	
農政水産部	6	6	収用委員会事務局	1	
土木交通部	10	9	内水面漁場管理委員会事務局	1	
会計管理局	1		琵琶湖海湖漁業調整委員会事務局	1	
企業庁	1				

イ 令和7年度を対象とするもの

- ・令和8年1月13日から令和8年2月17日の間、地方機関109機関について、令和7年度および令和6年度の監査で対象としていない事務について対象とした監査を実施した。
- ・監査の結果については、令和8年3月27日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

(令和8年3月27日報告、公表分 109機関)

部 局 名	実施箇所数		部 局 名	実施箇所数	
	本 庁	地 方		本 庁	地 方
知事公室		1	子ども若者部		5
総務部		1	商工観光労働部		5
文化スポーツ部		1	農政水産部		5
琵琶湖環境部		2	教育委員会		68
健康医療福祉部		9	警察本部		12

② 行政監査

(ア) 対象事務を特定せず実施する行政監査

- ・財務監査（定期監査）の実施に併せて実施した。

(イ) 必要に応じてテーマを定めて実施する行政重点監査

- ・「試験研究機関における試験研究機器の管理・活用状況等について」をテーマとして実施した令和6年度行政重点監査の結果について、令和7年7月28日に県議会議長、知事および関係委員会に報告するとともに、これを公表した。

③ 財政的援助団体等の監査

- ・令和7年12月9日から令和7年12月19日の間、財政的援助団体等の13団体について、監査を実施した。
 - ・財政的援助を与えているものならびに出資をしているもの、借入金の元金または利子の支払保証をしているものおよび公の施設の管理を行わせているものに対し、補助または出資等に係る事業の執行状況、資金の出納状況または団体の事業活動が適正に行われているかどうかを主眼として実施した。
 - ・監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。
- なお、監査結果を令和8年3月27日に県議会議長、知事に報告するとともに、これを公表した。
- ・その他、留意事項4件について、監査対象団体に別途改善を求めた。

④ 例月現金出納検査

- ・原則として毎月末に、代表監査委員が書面により実施した。
- ・会計管理者および公営企業管理者等より提出された検査資料について、毎月の計数、現金現在高および財政状況を諸帳票、証拠書類等から確認した。
- ・検査の結果、重要な点において、いずれも正確なものと認められた。

⑤ 決算審査

ア 一般会計および特別会計

- ・令和6年度の一般会計および特別会計にかかる決算審査を実施した。
- ・審査に付された決算および附属書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
- ・審査の結果、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。
- ・決算審査の結果については、「令和6年度滋賀県歳入歳出決算審査意見書」として令和7年9月2日に知事に提出した。

イ 公営企業会計

- ・令和6年度の滋賀県モーターボート競走事業、滋賀県琵琶湖流域下水道事業、滋賀県病院事業、滋賀県工業用水道事業および滋賀県水道用水供給事業について決算審査を実施した。
- ・審査に付された決算その他関係書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
- ・審査の結果、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正

確であると認められた。

- ・決算審査の結果については、「令和6年度滋賀県公営企業決算審査意見書」として令和7年9月2日に知事に提出した。

⑥ 基金運用状況審査

- ・令和6年度の土地開発基金運用状況について、決算審査（一般会計および特別会計）と同時に基金運用状況審査を実施した。
- ・審査に付された令和6年度滋賀県土地開発基金運用状況調書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。
- ・審査の結果、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。
- ・審査の結果については、「令和6年度滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書」として令和7年9月2日に知事に提出した。

⑦ 健全化判断比率等の審査

- ・令和6年度の滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項について審査した。
- ・各比率は正確に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを主眼として実施した。
- ・審査の結果、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。
- ・審査の結果については、「令和6年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率審査意見書」として令和7年9月2日に知事に提出した。

⑧ 内部統制評価報告書審査

- ・令和6年度の知事が作成した滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について審査した。
- ・知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。
- ・審査の結果、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。
- ・審査の結果については、「令和6年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書」として令和7年9月2日に知事に提出した。

(2) 随時の監査等

住民監査請求

- ・令和7年度に受け付けた1件の請求について処理した。処理結果は、不受理（却下）1件である。

(3) 監査委員関係の諸会議

- ① 全都道府県監査委員協議会連合会総会 令和7年11月14日（於：東京都）
- ② 近畿府県監査委員協議会 令和7年11月20日（於：滋賀県）
構成：福井、滋賀、京都、大阪（幹事府県）、兵庫、奈良、和歌山の7府県

(4) 年間監査等日数

延べ62日

内訳：監査・審査 49日
協議等 18日

※書面監査による日数は含まない。

※同日に複数の監査・審査と協議等がある場合、それぞれの用務で日数を計上するため、内訳の日数と延べ日数は一致しない。

(5) 知事・副知事との意見交換

令和6年度対象の財務監査（定期監査）に係る「監査の結果に関する報告」の提出
令和7年12月16日に、令和6年度対象の財務監査（定期監査）に係る「監査の結果に関する報告」を三日月知事に提出し、併せて知事、東副知事、岸本副知事と監査委員による意見交換を実施した。

（意見交換を行った項目）

- ・定期監査を振り返っての総括について
 - ①DXによる業務の効率化や改善について
 - ②収蔵品の有効活用と保有する意義について
 - ③事業の効果測定および検証について
 - ④補助金の概算払に係る適正な執行と再発防止の徹底について
 - ⑤内部通報制度について

4 令和7年度の監査等に関する報告等（抄）

（1）財務監査（定期監査）の結果に関する報告

指摘・指導・留意事項の内容別内訳（令和6年度対象）

（令和7年5月28日～令和7年8月25日監査実施分）

	a 予算関係			b 収入関係			c 支出関係			d 契約関係			e 工事関係			f 財産関係			g 公営企業関係			i 許認可関係			計		
	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意
知事室		1	1																			1			0	2	1
総合企画部						1		1	1		1					1	1								0	3	3
総務部					1	9			3							1			1						0	1	14
文化スポーツ部						3			1					1		1	1								0	1	6
琵琶湖環境部			1			2			1			2		1		1									0	0	8
健康医療福祉部			2			12			1	6								5							0	1	25
子ども若者部					1	5	1																		1	1	5
商工観光労働部						1			1																0	0	2
農政水産部						3			1								1								0	0	5
土木交通部			1		4	9			2	1		4		1	6		1								1	6	22
会計管理局											1						1								0	1	1
企業庁									1																0	0	1
病院事業庁						4			2								1								0	0	7
議会事務局																									0	0	0
教育委員会事務局						3			3																0	0	6
選挙管理委員会事務局																									0	0	0
人事委員会事務局																									0	0	0
監査委員事務局																									0	0	0
労働委員会事務局									1																0	0	1
警察本部						1			1																0	0	2
収用委員会事務局																									0	0	0
内水面漁場管理委員会事務局																									0	0	0
琵琶湖湖区漁業調整委員会事務局																									0	0	0
小計	0	1	5	0	6	53	1	2	24	1	2	6	0	1	8	0	3	12	0	0	1	0	1	0	2	16	109
内容別計	6			59			27			9			9			15			1			1			127		

監査の結果に関する報告 令和7年12月16日

1 監査実施対象機関名および監査実施年月日

(令和7年5月28日～令和7年8月25日の間)

監査実施対象機関名	監査実施対象機関名
<p>知事公室 秘書課 広報課 防災危機管理局</p> <p>総合企画部 企画調整課 東京本部 高等教育振興課 国際課 県民活動生活課 消費生活センター 公文書館 CO₂ネットゼロ推進課 人権施策推進課 DX推進課 統計課</p> <p>総務部 総務課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所 市町振興課 びわこボートレース局</p> <p>文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 琵琶湖文化館 スポーツ課 国スポ・障スポ大会局</p> <p>琵琶湖環境部 環境政策課 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所</p>	<p>商工観光労働部 商工政策課 産業立地課 中小企業支援課 イノベーション推進課 労働雇用政策課 女性活躍推進課 観光振興局 ここ滋賀</p> <p>農政水産部 農政課 大津・南部農業農村振興事務所 甲賀農業農村振興事務所 東近江農業農村振興事務所 湖東農業農村振興事務所 湖北農業農村振興事務所 高島農業農村振興事務所 みらいの農業振興課 畜産課 水産課 耕地課 農村振興課</p> <p>土木交通部 監理課 大津土木事務所 南部土木事務所 甲賀土木事務所 東近江土木事務所 湖東土木事務所 長浜土木事務所 高島土木事務所 技術管理課 用地事業支援課 交通戦略課 道路整備課 道路保全課 交通事故相談所 都市計画課 住宅課 建築課 流域政策局 北川水源地域振興事務所</p> <p>会計管理局</p> <p>企業庁</p>

高島環境事務所 琵琶湖保全再生課 循環社会推進課 下水道課 南部流域下水道事務所 北部流域下水道事務所 森林政策課 西部・南部森林整備事務所 甲賀森林整備事務所 中部森林整備事務所 湖北森林整備事務所 びわ湖材流通推進課 森林保全課 自然環境保全課 健康医療福祉部 健康福祉政策課 南部健康福祉事務所 甲賀健康福祉事務所 東近江健康福祉事務所 湖東健康福祉事務所 湖北健康福祉事務所 高島健康福祉事務所 医療政策課 健康危機管理課 健康しが推進課 医療福祉推進課 障害福祉課 薬務課 生活衛生課 医療保険課 子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 子どもの育ち学び支援課 子育て支援課 子ども家庭支援課	病院事業庁 経営管理課 総合病院 精神医療センター 議会事務局 教育委員会事務局 教育総務課 教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課 人権教育課 生涯学習課 保健体育課 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部 収用委員会事務局 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局
--	--

2 監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

会計年度任用職員の報酬等の支給において、休日の取扱いの誤りにより、休日勤務手当および時間外勤務手当に支給漏れが発生し、3,503,783円が未払となり、一部が時効により消滅している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 土木交通部監理課

令和6年度米原高校本館棟便所改修その他工事について、積算内訳書に不備があり、開札時に「無効」とすべきであったにもかかわらず、誤って落札決定を行い、契約手続を行っていたことが判明した。その後、契約を解除し損害賠償金を支払っていた事例が確認されたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

【内容別件数整理表】

大項目	中項目	小項目	指摘	指導	留意	計
a予算 関係	2 予算執行に係るもの	ウ 収入・支出の所属年度区分を誤っているもの		1	5	6
	2 予算執行に係るもの 集計		0	1	5	6
a予算関係 集計			0	1	5	6
b収入 関係	1 調定・収入に係るもの	ア 調定もれまたは調定誤りがあるもの		5	4	9
		イ 調定・収入時期が遅延しているもの			2	2
		キ その他収入に係る事務処理が適当でないものまたは3 Eの観点から改善を要するもの		1	1	2
	1 調定・収入に係るもの 集計		0	6	7	13
	2 債権管理に係るもの	ア 収納の促進と財源確保を求めたもの			46	46
2 債権管理に係るもの 集計			0	0	46	46
b収入関係 集計			0	6	53	59
c支出 関係	1 支出事務に係るもの	ア 支出負担行為の整理が適正に処理されていないもの			1	1
		ク 支払の時期が遅延しているもの			1	1
		ケ 支出額を誤っているもの		1	6	7
		コ 支出方法等が適当でないもの			4	4
		ス 戻入の事務処理が適当でないもの			1	1
		セ その他支出に係る事務処理が適当でないものまたは3 Eの観点から改善を要するもの		1	3	4
	1 支出事務に係るもの 集計		0	2	16	18
	2 給与・旅費等に係るもの	イ 認定誤り等により支給を誤っているもの	1		6	7
2 給与・旅費等に係るもの 集計			1	0	6	7
4 補助金等に係るもの	カ 精算・確認等が適正に処理されていないもの			2	2	
4 補助金等に係るもの 集計			0	0	2	2
c支出関係 集計			1	2	24	27
d契約 関係	1 入札・契約事務に係るもの	キ 入札に係る事務処理が適正でないもの	1	2	3	6
		サ 契約締結時期が適正でないもの			1	1
		ス 前金払・部分払が適正でないもの			1	1
	1 入札・契約事務に係るもの 集計		1	2	5	8
2 検査・検収に係るもの	ア 検査・検収が適正になされていないもの			1	1	
2 検査・検収に係るもの 集計			0	0	1	1
d契約関係 集計			1	2	6	9
e工事 関係	1 計画・実施に係るもの	ウ 設計変更の理由、時期、手続が適切でないもの		1		1
		キ その他工事に係る事務処理が適当でないものまたは3 Eの観点から改善を要するもの			8	8
1 計画・実施に係るもの 集計			0	1	8	9
e工事関係 集計			0	1	8	9
f財産 関係	1 公有財産の取得・管理に係るもの	キ 行政財産等の使用許可、貸付事務が適切でないもの			1	1
	1 公有財産の取得・管理に係るもの 集計		0	0	1	1
	2 物品の購入・管理・処分に係るもの	エ 物品の適正な管理を求めたもの		3	7	10
		カ 管理換、貸付等の処理が適正でないもの			3	3
キ 不用決定、処分の手続が適正でないもの				1	1	
2 物品の購入・管理・処分に係るもの 集計			0	3	11	14
f財産関係 集計			0	3	12	15
g公営企 業関係	1 会計経理に係るもの	ア 会計規則等に沿った手続きとなっていないもの			1	1
	1 会計経理に係るもの 集計		0	0	1	1
g公営企業関係 集計			0	0	1	1
i許認可 関係	1 許認可事務	イ 申請および許可事務が適正でないもの		1		1
	1 許認可事務 集計		0	1	0	1
i許認可関係 集計			0	1	0	1
総計			2	16	109	127

3 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付した。

(1) D Xによる業務の効率化や改善について

(総合企画部D X推進課、総務部人事課、行政経営推進課)

県では、令和4年3月に策定した「滋賀県D X推進戦略」に基づき、県民、事業者、行政等の多様な主体と連携しながら、デジタル技術・データの利活用を推進し、県民の暮らしの向上や地域・産業の持続的な発展に取り組まれており、本年3月には戦略の改訂を行い、A Iをはじめとした新しいデジタル技術への対応や、デジタル技術の信頼性の確保等のデジタル社会の進展に伴う新たな課題に対応することとされている。

また、令和5年3月に策定された「滋賀県行政経営方針 2023－2026」では、新たな行政需要や、突発的な事案をはじめ職員がより注力すべき業務に機動的に対応するため、知事、部局長等がそれぞれのリーダーシップのもと、今、真に必要な業務かどうかを見極め、全庁でこれまで以上に業務の見直し・効率化に積極的に取り組むこととされており、特にD Xの推進の面からは、デジタル技術を積極的に活用し、業務の見直し・効率化を進め、利用者視点に立ったサービスの提供など、質の高い県民サービスの提供につなげることとされている。

こうした戦略や方針のもと、R P A、A Iによる帳票等の認識、会議録作成支援システム、電子申請システム、ローコード・ノーコードツールなどのデジタル技術の活用や、D X推進チャレンジャーの育成などによる業務効率化を通じて、行政サービスの向上に取り組まれているが、それぞれの取組によるヒト・財源の配分をシフトするための業務の見直し・効率化の実績や、どのように活用したのか等、具体的な成果を十分に説明されていない状況が見受けられた。

業務の見直し・効率化等におけるデジタル技術の活用は、将来への投資として、令和7年度においても約34億6千万円が投入される見込みであることから、費用対効果を含めその効果についてはしっかりと把握・評価するとともに、利便性の向上も含め県民等に積極的にP Rされたい。

(2) 補助金の概算払に係る適正な執行と再発防止の徹底について

(総務部財政課、農政水産部みらいの農業振興課、会計管理局)

令和6年度を対象とした今回の定期監査の対象である本庁72所属のうち、50所属が執行した293の「負担金補助及び交付金」事業において、概算払が行われていた。その理由として、相手方の資金不足や人件費補助といったものが多く、一定の理由があるものと考えられるが、そのうち約6割の事業において「全額概算払」が行われていた。

滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第15条では、「補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、概算払により交付することができる」とされており、具体的な内容については、事業ごとの補助金交付要綱において規定されている。

また、「補助金・委託料にかかる概算払・前金払について」（平成 18 年 12 月 25 日付け 出納局出納課長通知）では、「概算払によらなければ事業の実施に支障を及ぼすことも考えられるため、相手方の資金事情を考慮し、必要な場合には概算払による支出もやむを得ないもの」とし、「過払い発生を未然防止するため、相手方の事業進捗状況を十分に把握するとともに必要額を精査のうえ支払う」よう各所属長あて通知している。

さらに、毎年度、総務部財政課長が発する「予算の執行について」の通知においても、「概算払は補助事業の執行に支障を及ぼす場合に限定し、事業完了前の全額の概算払は極力行わない」よう通知している。

しかしながら、令和 4 年度オーガニック農業推進事業において、県が補助事業者に対して補助金の全額（350 千円）の概算払を行った後、補助事業者から事業廃止の申請があり、県は交付決定を取り消した上で補助金の返還を求めていたが、補助事業者が破産して免責されたことにより、令和 7 年度に県が権利放棄するに至る事案が発生した。

こうした状況を踏まえ、補助事業の概算払を行う場合にあっては、事業の進捗状況の確認を十分に行い、相手方の資金事情を考慮した分割払の方法によるなど、過払いとなる事案が発生しないように再発防止の徹底を改めて全庁的に図りたい。

(3) 事業の効果測定および検証について

（琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課、健康医療福祉部健康しが推進課、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課）

事業の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果をあげる必要があるが、次のとおり、事業効果が十分に測定されていない事業や費用対効果に課題があると考えられるものが見受けられたことから、事業が真に効果を発揮しているのかどうか、目的に沿って適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、効果の把握、検証に努められたい。

ア 早崎内湖再生事業については、琵琶湖の水質が一定の改善を見せている一方で、在来魚介類の減少という課題があり、その原因の一つとして、湖辺域の改変などによる、琵琶湖と内陸部のつながり（水陸移行帯）の分断が考えられることから、そうしたつながりを再生するため、内湖再生全体ビジョンに基づくモデル事業として実施されている。

事業の目的は、琵琶湖生態系の回復につなげること、具体的には琵琶湖との連続性が確保された在来魚の産卵の場、稚魚・幼魚の生育の場としての機能を再生することとされている。

当該事業については、平成 18 年度から事業に着手し、事業期間は令和 15 年度までの約 28 年間という長期間に及び、総事業費は約 18 億円が見込まれている。新たな内湖環境を作るという大規模な事業であり、地元の理解と協力を得て自然観察会を開催するなど、生態系

の状態をモニタリングしながら、事業が進められているが、事業の目的に沿った、目標設定と評価や検証が十分には行われていない状況にあると考えられる。

イ 子ども・若者「健康しが」推進事業については、子ども・若者基金を活用した啓発事業で、包括的連携協定締結企業と連携し、スマートフォンアプリへのバナー広告の掲載により、県民に朝食摂取の必要性を情報発信するとともに、発行されたクーポンにより食品が割引購入される仕組みとなっているが、購入者数等のデータは把握されているものの、県民における朝食の重要性に対する気付きや行動変容につながったのかといった観点での事業効果の測定はなされていなかった。

また、当該事業のほかにも「基金事業」として啓発事業が実施されていることから、今後の事業実施に当たっては、事業が真に効果を発揮しているのかどうか、目的に沿って適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、効果の把握、検証を行う必要があると考えられる。

(4) 収蔵品の有効活用と保有する意義について（商工観光労働部イノベーション推進課）

県が所有し、指定管理者である公益財団法人滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）に対し、その使用を認めている取得価格 100 万円以上の収蔵品は合計で 373 点、取得価格は約 10 億 7 千万円となっている。

そのうち、令和 6 年度において活用された 100 万円以上の収蔵品は 53 点で、全体 373 点のうち 14%程度に留まっている。

また、県においては、毎年継続して収蔵品を購入しているが、収蔵品の活用計画が不明であるとともに、活用に対する P D C A サイクルによる評価も明確でない。これらの収蔵品はその有効活用を通じ、県民はもとより広く世界に向け、信楽焼をはじめとする陶磁器について、その歴史、技術、芸術、魅力を発信する役割を担っている大切な県民の財産であるため、計画的な活用が必要と考える。

一方、有効活用されていない収蔵品があれば、時の経過とともに収蔵品として不用となっていたり、他の収蔵品と重複するものがある場合も考えられるため、定期的な個々の収蔵品の必要性を見直すルールが必要と考える。また、県の厳しい財政状態に鑑みると、今後も活用する見込みの低い収蔵品を保管していくことは、費用対効果に課題があり、例えば、売却により資金化することによって県としてより有効な施策に資金を活用することも考えられる。

また、令和 7 年 3 月に策定された「滋賀県立陶芸の森のあり方について」でも、陶芸の森の「弱み・課題」として「収蔵品の活用率の低さ」が挙げられている。

については、県有財産を有効活用するという強い意識を持ち、活用率が低い要因について、より詳細な分析や調査を行い、更なる有効活用について検討・実施し、文化施設を所管する機関としての責任を果たされたい。

指摘・指導・留意事項の内容別内訳（令和7年度対象）

（令和8年1月13日～令和8年2月17日監査実施分）

	a予算関係			b収入関係			c支出関係			d契約関係			f財産関係			計		
	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意	指摘	指導	留意
知事公室																0	0	0
総務部																0	0	0
文化スポーツ部									1			1		1	2	0	1	4
琵琶湖環境部									1			1		1		0	1	2
健康医療福祉部						1			3							0	0	4
子ども若者部		1				4		1	5		1				2	0	3	11
商工観光労働部														1		0	0	1
農政水産部					1	2						1				0	1	3
教育委員会	1	1			1	12		3	39	1	1	7		1	8	2	7	66
警察本部								1	1							0	1	1
小計	1	2	0	0	2	19	0	5	50	1	2	10	0	3	13	2	14	92
内容別計	3			21			55			13			16			108		

監査の結果に関する報告 令和8年3月27日

1 監査実施対象機関名および監査実施年月日

(令和8年1月13日～令和8年2月17日の間)

監査実施対象機関名	監査実施対象機関名
消防学校	八幡工業高等学校
政策研修センター	八幡商業高等学校
美術館	草津東高等学校
琵琶湖環境科学研究センター	草津高等学校
琵琶湖博物館	玉川高等学校
精神保健福祉センター	湖南農業高等学校
食肉衛生検査所	守山高等学校
動物保護管理センター	守山北高等学校
平和祈念館	栗東高等学校
総合保健専門学校	国際情報高等学校
看護専門学校	水口高等学校
衛生科学センター	水口東高等学校
リハビリテーションセンター	甲南高等学校
近江学園	信楽高等学校
中央子ども家庭相談センター	野洲高等学校
彦根子ども家庭相談センター	石部高等学校
大津・高島子ども家庭相談センター	甲西高等学校
日野子ども家庭相談センター	高島高等学校
淡海学園	安曇川高等学校
計量検定所	八日市高等学校
工業技術総合センター	能登川高等学校
東北部工業技術センター	八日市南高等学校
高等技術専門校	伊吹高等学校
男女共同参画センター	米原高等学校
病虫害防除所	日野高等学校
家畜保健衛生所	愛知高等学校
農業技術振興センター	盲学校

畜産技術振興センター	聾話学校
水産試験場	北大津養護学校
総合教育センター	北大津高等養護学校
びわ湖フローティングスクール	鳥居本養護学校
図書館	長浜養護学校
河瀬中学校	長浜北星高等養護学校
守山中学校	草津養護学校
水口東中学校	守山養護学校
膳所高等学校	甲南高等養護学校
大津清陵高等学校	野洲養護学校
大津清陵高等学校馬場分校	三雲養護学校
堅田高等学校	新旭養護学校
東大津高等学校	八日市養護学校
北大津高等学校	愛知高等養護学校
大津高等学校	甲良養護学校
石山高等学校	大津警察署
瀬田工業高等学校	草津警察署
大津商業高等学校	守山警察署
彦根東高等学校	甲賀警察署
河瀬高等学校	近江八幡警察署
彦根工業高等学校	東近江警察署
彦根翔西館高等学校	彦根警察署
長浜北高等学校	米原警察署
虎姫高等学校	長浜警察署
伊香高等学校	木之本警察署
長浜農業高等学校	高島警察署
長浜北星高等学校	大津北警察署
八幡高等学校	

2 監査結果

重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 石山高等学校

産業廃棄物および一般廃棄物処理委託契約において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令および滋賀県財務規則に基づき、速やかに書面による契約を締結すべきところ、書面による契約を締結することなく長期間業務が履行されている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 彦根工業高等学校

令和6年度の報酬および費用弁償の支出において、学校医等に対し、報酬および費用弁償が支出されていなかったため、令和7年度予算で469,753円を支出している事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

【内容別件数整理表】

大項目	中項目	小項目	指摘	指導	留意	計
a予算関係	2予算執行に係るもの	ウ収入・支出の所属年度区分を誤っているもの	1	2		3
小計			1	2		3
b収入関係	1調定・収入に係るもの	ア調定もれまたは調定誤りがあるもの		1	1	2
		イ調定・収入時期が遅延しているもの			1	1
		エ納入通知等の事務が適正に処理されていないもの			1	1
	2債権管理に係るもの	ア収納の促進と財源確保を求めたもの			15	15
	3生産品に係るもの	ウその他生産品に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの			1	1
4直接収納に係るもの	ウその他現金等に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの		1		1	
小計				2	19	21
c支出関係	1支出事務に係るもの	ア支出負担行為の整理が適正に処理されていないもの			3	3
		ク支払の時期が遅延しているもの		1	1	2
		ケ支出額を誤っているもの		1	7	8
		コ支出方法等が適当でないもの		2	1	3
		セその他支出に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの		1	2	3
	2給与・旅費等に係るもの	イ認定誤り等により支給を誤っているもの			36	36
小計				5	50	55
d契約関係	1入札・契約事務に係るもの	ウ仕様書の積算誤りがあるもの			2	2
		オ予定価格が適正に作成されていないもの			1	1
		カ最低制限価格の設定が適切でないもの			2	2
		ク契約内容が適切でないもの			2	2
		セその他契約に係る事務処理が適当でないものまたは3Eの観点から改善を要するもの	1	2		3
	2検査・検収に係るもの	ア検査・検収が適正になされていないもの			3	3
小計			1	2	10	13
f財産関係	2物品の購入・管理・処分	エ物品の適正な管理を求めたもの		1	10	11
		キ不用決定、処分の手続が適正でないもの			3	3
		ク管理の不備による物品の亡失、損傷等が見受けられるもの		2		2
	小計				3	13
計			2	14	92	108

3 意見

令和8年1月13日から令和8年2月17日までに実施した109機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 通勤手当に係る適正な認定事務の徹底について（知事部局の地方機関7機関、県立学校20校、総務部人事課、教育委員会事務局教職員課）

今回の定期監査において、通勤手当に関する事務処理誤りが知事部局の地方機関7機関、県立学校20校で認められた。

これらの多くは、JR西日本等の運賃改定や新幹線鉄道等の利用に係る制度改定後に、改定内容が適切に事務処理に反映されていなかったことによるものであり、総務部人事課および教育委員会事務局教職員課から制度改定に係る通知等（以下「通知等」という。）は発出されているものの、事務処理誤りのあった所属において、通知等を十分に理解できていなかったことや、事務適正化リスク点検シートによるチェックが形骸化し、チェック機能が有効に働いていなかったことなども要因と考えられる。

については、当該所属においては、通知等の趣旨を十分に踏まえ、組織としてのチェック機能を働かせ、再発防止に努められたい。

また、通勤手当の認定事務は給与等システムを用いて処理されているものの、手当額の算定に必要な情報について担当者による確認および手作業による入力を要するなど、複数の手順を経て処理される仕組みとなっており、事務処理が煩雑となりやすく、人為的な事務処理誤りが生じる要因となっていると考えられる。

さらに、当該入力内容が手当の支給額に直接反映されることから、誤りが生じた場合にはその状態が継続するおそれがあり、内部統制上リスクが高い事務と考えられる。

については、通勤手当の認定事務について、制度改定時における事務処理への反映状況を組織的に確認する仕組みを整備するなどチェック機能の強化を図るとともに、各所属における対応状況の確認や制度に係る理解を深めるためのフォローアップ等により、より適正なものとなるよう不断の取組を行われたい。

(2) 児童福祉司および児童心理司の人材確保・育成について（各子ども家庭相談センター、子ども若者部子ども家庭支援課）

国は令和5年度から令和8年度までを対象期間とする「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の体制強化を進めており、児童福祉司を1,610人程度、児童心理司を950人程度、それぞれ増員することを目標としている。

県では計画期間を令和7年度から令和11年度とする滋賀県児童虐待防止計画（令和7年3月策定）において、児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・

困難なケースも増加していることも踏まえ、子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）の機能強化を計画的に進めていくこととしている。

その評価指標としては「児童福祉司・児童心理司の配置数」を掲げ、令和11年度に国の配置基準に基づく人員の配置を目標値としている。

令和8年1月1日現在における県内4か所のセンターにおける児童福祉司および児童心理司の定員充足状況は、児童福祉司の配置基準89人に対して現員76人、児童心理司の配置基準42人に対して現員39人となっており、児童福祉司は13人の欠員、児童心理司は3人の欠員が生じている状況にある。

こども家庭庁の公表資料では、令和5年度（2023年度）における全国の児童福祉司の退職者270人のうち、8割以上となる225人が定年退職以外の理由で退職しており、職場への定着支援も早急な対応が必要とされている。

本県のセンターにおいても、保護者との対応が困難なケース等もあり、心理的な負担感の大きさなどから、職員が年度途中で退職する事態が生じている。

令和6年度からは、4センターと所管課（子ども若者部子ども家庭支援課）等が参画する「子ども家庭相談センター体制強化検討ワーキング」（以下「ワーキング」という。）が設置され、将来を見据えた計画的な専門人材の確保・定着・育成等をテーマに検討が進められている。

子どもの安心と安全を確保して、心身の健やかな成長、発達ならびに将来の自立を支援するために必要な業務に安定的に取り組むことができる体制整備が必要である。

現状において欠員が生じている児童福祉司と児童心理司の確保・定着に向けて、ワーキングでの検討結果を踏まえて、具体的に改善できる対応策を早期に講じられたい。

(3) 看護学科の定員充足に向けた対応について（総合保健専門学校）

県立総合保健専門学校（以下「学校」という。）は、看護師および歯科衛生士として必要な専門的知識と技術を学生に習得させ、豊かな人間性を養い、県民の健康と幸せのために貢献しうる有能な医療人材を育成し、社会に貢献することを目的としている。

目標としては国家試験合格率95%以上および県内就職率90%以上ならびに定員数（看護学科80名、歯科衛生学科38名）の確保を設定して取り組まれている。

看護学科では国家試験合格率は直近の5か年では、令和2年度は98.3%であったが、令和3年度から6年度は100%であり、県内就業率も90%を超える高い率を維持しており、それぞれ目標を達成し、県内の看護人材の育成に大きな役割を果たしている。

一方で看護学科の過去5か年の応募者数は、令和3年度155名、令和4年度105名、令和5年度168名、令和6年度134名、令和7年度83名となっており、年度によって変動

があるが令和7年度は非常に大きく減少している。

看護学科の合格者数は令和3年度80名、令和4年度88名、令和5年度81名、令和6年度84名、令和7年度79名であるが、併願者が辞退することにより、入学者数は令和3年度66名、令和4年度67名、令和5年度59名、令和6年度70名、令和7年度57名と、定員80名のところ未充足が継続している状況にある。

これは、学校を含む県内の看護師養成所が定員未充足の状況にあり、若年人口（高校生）の減少や大学志向の高まり、通学圏内（大阪・京都など）の大学学部等の開設、他職種・他分野への進学が多様化などの複合的な要因があると分析されている。また、施設面の課題では、当校本館（築51年経過）は、老朽化・陳腐化が進んでおり、長期にわたって運営するためには、大規模な改修を必要としている。

こうした中、学校では学生確保のため入試内容の工夫や県内高校への早期訪問、参加型オープンキャンパスの実施などの取組を進めており、学生にとって学びやすい教育環境の整備も検討がされている。

今後は、学校への応募者を確保しつつ、毎年度一定の入学辞退者が生じていることも考慮して合格者を決定することや二次募集も効果的に実施するとともに、看護師への志をもった学生には可能な限り広く門戸を広げ、入学した学生が看護師資格を取得できるような教育内容や手法の検討も進め、看護学科の定員充足に向けた実効性のある対応策を講じられたい。

(2) 令和6年度行政重点監査の結果に関する報告（概要版）

行政重点監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、財務以外の事務の執行について行う監査で、年度ごとに特定のテーマを定め実施している。

1 監査テーマ

試験研究機関における試験研究機器の管理・活用状況等について

2 監査の目的

試験研究機関は、その設置目的に沿い、環境・衛生・産業・農林水産等の各分野で地域に密着した独自の試験研究を推進しており、本県における行政課題の解決に向けて非常に大きな役割を果たしている。

日々高度化する行政課題に応える試験研究を推進していくためには、試験研究機器（以下「機器」という。）を適切に管理・活用し、試験研究ニーズに応じて計画的に更新することが重要となる。

このため、試験研究機関における機器の管理・活用・更新状況等について検討を行い、本県の試験研究の更なる推進に資することを目的として、監査を実施した。

3 監査対象機関

対象機関については、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、工業技術総合センター、東北部工業技術センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センターおよび水産試験場の8機関である。

4 監査の実施内容

監査対象機関から提出された行政重点監査調書および関係書類等に基づき、事務局職員が予備調査を実施し、予備調査の結果をもとに監査委員による実地監査を実施した。

なお、予備調査および委員監査の実施期間は、次のとおりである。

- (1) 予備調査 令和6年11月5日から令和6年11月14日まで
- (2) 委員監査 令和7年5月20日から令和7年5月27日まで

5 監査の着眼点

機器の管理等に係る事務について、事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることを基本に、主に次の着眼点により監査を行った。

- (1) 取得にあたり、計画的かつ経済性に考慮した調達を行っているか。
- (2) 適正に管理されているか。

ア 現物確認（動作確認含む。）は適切に行われているか。

- イ 必要な点検および修繕は行われているか。
- (3) 有効に利活用されているか。
 - ア 利活用状況を把握しているか。
 - イ 利活用頻度が少ない機器について、利活用促進などの対応を検討しているか。
- (4) 利活用結果が研究成果などに反映されているか。
- (5) 適正に処分されているか。
 - ア 処分にあたり、売却などについて検討を行っているか。
 - イ 処分を保留している場合、その理由は何か。

6 監査の結果および意見

監査の結果、対象8機関における機器の管理・活用状況等については、重要な点において適正を欠く事実は認められなかったものの、一部改善すべき事項が見受けられたことから、今後の事務の改善に資するため、次に掲げる事項について検討し取り組まれたい。

(1) 総括事項

機器の取得に当たっては、最少の経費で最大の効果を得るという観点から、今後は購入以外の手法も含めて費用対効果を十分に検討するよう求める。

行政課題等に応える試験研究を推進するためには、機器を適切に管理・活用することが求められる。多くの機器において、機器導入による試験研究の成果が認められたものの、今後も引き続き、機器の選定にはその用途や効果を十分に検討するとともに、機器を有効に活用し、十分な成果につながるよう努められたい。

(2) 個別事項

ア 取得について

(ア) 整備方針について

機器は、一般的に本体が高額であり、保守点検費用や修繕費用も高額になることが多く、その取得・更新・処分については、計画的な執行が求められるところ、対象機関全てにおいて、機器更新に係る年次別の計画に基づき、機器の取得・更新を行っていることが確認できた。加えて、衛生科学センター、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターにおいては、機器整備に係る目的や考え方等を明文化した整備方針を作成されていた。

機器整備については、中長期的な視点が必要と考えられることから、機器ごとの年次別計画だけではなく、組織としての考え方等を有していることが望ましい。

については、上記以外の5機関においては、整備方針の作成について検討されたい。

(イ) 取得の状況について

監査対象機器の取得について、財務規則に則った取得がされていることが確認され

たものの、取得時に購入と賃借や外部委託等との比較検討を実施した上で取得を決定した事例はほとんど見受けられなかった。

通常、備品の取得については必要性・有効性はもとより経済性についても十分精査することが求められ、更新については限られた財源のもと費用対効果等にも考慮しつつ、計画的な更新となることが求められる。

比較検討を行わなかった理由の多くは、長期間使用することが見込まれるというものであったが、機器は保守修繕費用が高額になることも多く、より必要性・経済性・計画性が求められることを踏まえて、今後は、機器の更新および新規整備の際に、購入以外にも賃借、外部委託等を検討されたい。【対象8機関】

イ 管理について

監査対象機器の稼働状況について、機器の老朽化等によって、修繕が必要な状態で使用している例や使用せずに保管をしている例が54点（24.5%）あることが確認された。

予算上の制約等やむを得ない理由があることは認められたが、このような機器については、今後の必要性、修繕の費用対効果等を勘案し、修繕または処分を行うとともに、新しい課題への対応の必要性が生じているような場合には、新規整備を行っていくことが望ましい。

ウ 利活用について

監査対象機器の利用実績の把握について、「利用簿等があり把握している」が58点、「利用簿等はないが利用実績は把握できる」が78点と、利用実績が把握できているものは合計136点（61.8%）であった。

その一方で、「利用簿等がなく、大まかな利用状況しか把握できない」として、利用実績が客観的に把握できていないものが68点（30.9%）であった。

平成29年3月に実施された包括外部監査においても、研究用備品の利用状況の把握について「一定金額以上のものに関しては、利用回数を把握すること」が求められているが、農業技術振興センターにおいては改善策を講じていたものの、全体としては監査対象機器のうち約3割について利用状況を把握できていない結果となった。

利用実績の把握がされていない機関については、それぞれの状況を踏まえて、利用実績を客観的に把握できる仕組みを整備されたい。【琵琶湖環境科学研究センター・琵琶湖博物館・衛生科学センター・工業技術総合センター・東北部工業技術センター・畜産技術振興センター・水産試験場】

また、「取得時の想定使用回数を把握できる資料が存在しないため」とされた機器は80点であったが、このうち37点は取得時の資料が文書保存年限を超過しているた

め存在していないことが理由であった。

今後は、取得時に設定した想定使用回数に係る資料について、当該機器を廃棄するまで、その保存を行っていくよう対応されたい。

エ 成果について

多くの監査対象機器において、試験研究における成果が認められたが、十分な成果が認められなかった機器も確認された。今後も引き続き、機器の選定には必要性・有効性を十分に精査するとともに、成果を得られなかった機器については、理由を精査し、今後の機器選定に生かしていくことが望ましい。

なお、研究成果については、本庁担当課等と意見交換をされ、県政課題の解決に向け有効活用をされるとともに、関係事業者を含め県民に対して積極的に発信されるよう努められたい。

オ 処分について

不用決定後に処分予定のない機器が12点確認された。使用していない機器を保有することは、保管場所の確保や棚卸しなど管理の手間が生じることから、予算上の制約があるとはいえ、漫然と長期間未使用の機器を保有することにならないようできる限り早期に処分することが望ましい。また、この点は不用決定の有無にかかわらず、長期間使用していない機器についても同様である。

琵琶湖環境科学研究センター、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターにおいては、財務規則に加え所属独自の方針を作成し、未使用機器の整理がされていた。

については、上記以外の5機関においては、不用決定の基準等を定めた処分方針の作成を検討されたい。

(3) 財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

令和7年度（令和6年度対象） 財政的援助団体等の監査の結果一覧表

(1) 出資団体(7団体)

(単位:件)

	対象団体	所管部	所管課	監査実施日	監査の結果		
					指摘事項	指導事項	留意事項
1	公益財団法人滋賀県国際協会	総合企画部	国際課	令和7年12月9日			1
2	公益財団法人淡海文化振興財団	総合企画部	県民活動生活課	令和7年12月9日			
3	一般社団法人滋賀県造林公社	琵琶湖環境部	森林政策課	令和7年12月19日			
4	公益財団法人滋賀食肉公社	農政水産部	畜産課	令和7年12月19日			
5	株式会社滋賀食肉市場	農政水産部	畜産課	令和7年12月19日			1
6	公益財団法人滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課	令和7年12月18日			1
7	滋賀県道路公社	土木交通部	道路整備課	令和7年12月18日			1

(2) 補助金等交付団体(3団体)

	対象団体	所管部局	所管課	監査実施日	監査の結果		
					指摘事項	指導事項	留意事項
8	社会福祉法人グロー	健康医療福祉部	障害福祉課	令和7年12月19日			
9	学校法人滋賀学園	子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課	令和7年12月19日			
10	近畿日本ツーリスト株式会社	商工観光労働部	商工政策課	令和7年12月19日			

(3) 公の施設の管理を行わせているもの(指定管理者)(3団体)

	対象団体	所管部局	所管課	監査実施日	監査の結果		
					指摘事項	指導事項	留意事項
11	湖東湖北ゆうゆうパートナーズ 【滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)】	土木交通部	都市計画課	令和7年12月19日			
12	びわこ文化公園ゆうゆうパートナーズ 【滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン)に限る。)】	土木交通部	都市計画課	令和7年12月19日			
13	みらいもりやま21ピオトープ協議会 【滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森に限る。)】	土木交通部	都市計画課	令和7年12月19日			
合計(件数)					0	0	4

1 監査実施対象団体、監査対象および監査実施年月日 (略)

2 監査結果

重要な点において、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

3 意見

2の監査結果に添えて、次のとおり意見を付す。

(1) 各事業の定量的成果指標の設定とPDCAサイクルの徹底による事業の見直しについて

(公益財団法人淡海文化振興財団)

公益財団法人淡海文化振興財団(淡海ネットワークセンター)(以下、「財団」という。)は、地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供、相談業務、人材育成等の事業を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図ることを目的として、平成9年4月に設立された。

財団は平成9年の設立当時は、市民活動団体を支援する数少ない中間支援組織であったが、現在は県域2か所、市町域10か所に中間支援組織が設立され、財団はNPO等の市民活動団体への直接支援から、中間支援組織の支援といったより広域的な役割に変化してきている。設立当初より役割が変わってきている現状において、地域の中間支援組織との役割分担のもとに財団事業の見直しが必要と思われるが、まずそのためには、事業ごとに目指す方向、実施内容を明確にし、その定量的な成果指標(アウトカム)を定め、現状値との比較分析により、客観的な現状把握と事業評価が必要である。また、従来の延長ですべての事業を継続するのではなく、事業の絞り込み等の検討も必要であり、県への財源依存度が90%を超えていることも踏まえ、財団の存在意義を示さなければならないと考える。

その上で、令和7年度から5年間の財団中期計画において、事業展開の方針を「県内の市民活動を支援するにあたり、地域の中間支援組織との連携と役割分担を踏まえ、特に県域の中間支援組織として担うことが適切な役割を重点取組として事業を展開していく。」とされているとおり、事業を重点化するなど財団中期計画の方針に基づく取組をより一層推進し、財団が果たすべき役割をより明確にするよう検討されたい。

(4) 滋賀県歳入歳出決算審査意見書（抜粋版）

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定に基づく滋賀県歳入歳出決算審査

第2 審査の対象

令和6年度歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県一般会計歳入歳出決算

滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県公債管理特別会計歳入歳出決算

滋賀県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県用品調達事業特別会計歳入歳出決算

滋賀県収入証紙特別会計歳入歳出決算

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された決算および付属書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第5 審査の結果

第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類は、法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第7 審査の意見」に記載のとおりである。

第6 審査の状況

1 令和6年度県予算の概要

令和6年度は、平成31年3月に策定された「滋賀県基本構想」および計画期間2年目となる「滋賀県行政経営方針 2023-2026」の施策の着実な展開のため、「経済、社会、環境」の調和による持続可能な滋賀の実現に向けて取り組むこととされ、当初予算額は6,145億円となり、前年度を下回る予算となったが、これは新型コロナウイルス感染症対策を除いた予算規模として過去最大であった。

一方で、物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援や防災・減災、国土強靱化に係る公共事業などに要する経費の補正が行われた。こうした結果、予算現額は7,043億9千1百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）となった。

市町振興資金貸付事業特別会計などの10の特別会計については、当初予算額は合計2,351億1千6百万円、予算現額は合計2,363億1千8百万円であった。

[表1] 令和6年度の当初予算額および予算現額 (単位：円)

	一般会計	特別会計	合計
当初予算額	614,500,000,000	235,116,262,000	849,616,262,000
予算現額	704,391,837,930	236,318,815,000	940,710,652,930

2 令和6年度決算の概要と財政指標について

(1) 決算概要

ア 実質収支

令和6年度の一般会計の決算は、予算現額7,043億9千1百万円に対し、歳入決算額6,564億9千6百万円、歳出決算額6,491億6千1百万円となり、歳入、歳出ともに、昨年度に続き6,000億円台となった。

歳入歳出差引額73億3千5百万円から翌年度へ繰り越すべき財源63億9千1百万円を差し引いた実質収支額は9億4千3百万円のプラスで、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2千2百万円のプラスとなった。

一般会計の歳入については、県税収入では、定額減税等の影響により個人県民税は減少した一方、法人二税などが増加した。また、その他の収入では、地方交付税や地方譲与税などが増加した一方、国庫支出金が減少した。その結果、歳入額は前年度に比べ1.9%の増となった。

また、歳出については、中小企業振興資金貸付金が減少したことなどによる商工観

光労働費などが減少した一方、教職員給与費など教育費や、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備事業費など文化スポーツ費などが増加したことにより、前年度に比べ2.0%の増となった。

10 ある特別会計の決算は、予算現額 2,363 億 1 千 8 百万円に対し、歳入決算額が 2,360 億 4 千 7 百万円（前年度対比 4.2%減）で、歳出決算額は 2,329 億 2 千 9 百万円（前年度対比 4.5%減）となった。

歳入歳出差引額、実質収支額はともに 31 億 1 千 8 百万円、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 6 億 2 千 2 百万円のプラスとなった。

一般会計および特別会計の合計の決算は、予算現額 9,407 億 1 千万円に対し、歳入決算額が 8,925 億 4 千 4 百万円（前年度対比 0.2%増）で、歳出決算額は 8,820 億 9 千万円（前年度対比 0.2%増）となった。

歳入歳出差引額 104 億 5 千 3 百万円から翌年度へ繰り越すべき財源 63 億 9 千 1 百万円を差し引いた実質収支額は 40 億 6 千 2 百万円のプラスで、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 6 億 4 千 4 百万円のプラスとなった。

[表 2] 歳入歳出決算の状況 (単位：円)

区 分	令和 6 年度						
	一般会計	前年度対 比率(%)	特別会計	前年度対 比率(%)	合 計	前年度対 比率(%)	
予 算 現 額	704,391,837,930	1.2	236,318,815,000	△ 4.4	940,710,652,930	△ 0.3	
歳 入 決 算 額	656,496,700,566	1.9	236,047,684,625	△ 4.2	892,544,385,191	0.2	
歳 出 決 算 額	649,161,224,018	2.0	232,929,565,456	△ 4.5	882,090,789,474	0.2	
歳 入 歳 出 差 引 額	7,335,476,548	△ 5.6	3,118,119,169	24.9	10,453,595,717	1.9	
翌年度へ 繰り越す べき財源	繰越明許費繰越額	6,391,557,528	△ 5.9	0	—	6,391,557,528	△ 5.9
	事故繰越し繰越額	0	皆減	0	—	0	皆減
	計	6,391,557,528	△ 6.6	0	—	6,391,557,528	△ 6.6
実 質 収 支 額	943,919,020	2.5	3,118,119,169	24.9	4,062,038,189	18.9	
単 年 度 収 支 額	22,619,220	—	622,257,179	—	644,876,399	—	

イ 基金の状況

基金（土地開発基金を除く）の令和 6 年度末現在高は 1,165 億 9 千 6 百万円で、前年度に比べ 47 億 8 千 4 百万円（4.3%）の増加となった。これは、県債管理基金、CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金および公立学校情報機器整備基金などが増加したことによるものである。

ウ 県債発行額・県債残高の状況

一般会計の県債発行額は、591 億 4 千 6 百万円となった。令和 6 年度償還額を差し引いた令和 6 年度末県債残高は 1 兆 703 億 2 千 2 百万円で、前年度に比べ 98 億 9 千

2 百万円（0.9%）の減少となった。これは、臨時財政対策債などが減少したことによるものである。

臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は 6,766 億 4 千万円となった。

[表 3]

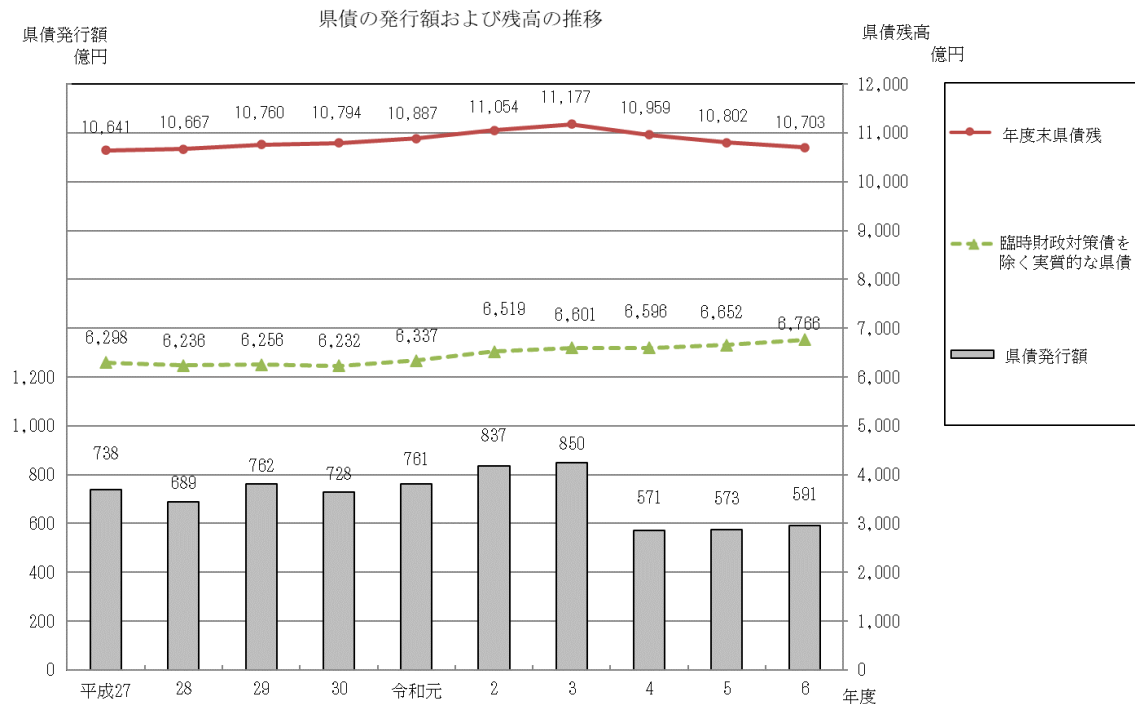
県債の増減

(単位：千円)

年度	前年度末現在高	当該年度中増減			当該年度末現在高	増減率(%)	臨時財政対策債残高	臨時財政対策債を除く 実質的な県債残高
		発行額	償還額	増減額				
平成 27	1,056,831,514	73,780,300	66,545,689	7,234,611	1,064,066,125	0.7	434,264,539	629,801,586
28	1,064,066,125	68,862,300	66,184,538	2,677,762	1,066,743,887	0.3	443,126,923	623,616,964
29	1,066,743,887	76,195,500	66,934,781	9,260,719	1,076,004,606	0.9	450,412,045	625,592,561
30	1,076,004,606	72,799,100	69,437,186	3,361,914	1,079,366,520	0.3	456,178,553	623,187,967
令和元	1,079,366,520	76,145,000	66,832,634	9,312,366	1,088,678,886	0.9	454,945,414	633,733,472
2	1,088,724,266	83,683,000	67,025,216	16,657,784	1,105,382,050	1.5	453,490,846	651,891,204
3	1,105,382,050	84,956,900	72,623,727	12,333,173	1,117,715,223	1.1	457,579,661	660,135,562
4	1,117,715,223	57,138,800	78,956,732	△ 21,817,932	1,095,897,291	△ 2.0	436,303,395	659,593,896
5	1,095,897,291	57,263,800	72,945,200	△ 15,681,400	1,080,215,891	△ 1.4	415,021,637	665,194,254
6	1,080,215,891	59,146,100	69,039,007	△ 9,892,907	1,070,322,984	△ 0.9	393,682,610	676,640,374

注 令和 2 年度の前年度末現在高には、令和 2 年 4 月 1 日に廃止した就農支援資金貸付事業等特別会計分を加えている。

[グラフ 1]



注 グラフは一億円未満を四捨五入している。

エ 資金収支の状況

資金収支の状況は、年度当初における義務的経費等の支払や年度後半の事業進捗に係る支払いに伴う資金不足に対し、一時借入で対処された。

その結果、資金を調達した日数は88日となり、前年度に比べ36日の減少となった。また、一日平均調達額は88億8千5百万円で、前年度に比べ108億3千8百万円(55.0%)の減少となった。支払利息は6百万円となり、前年度に比べ1百万円(33.2%)の増加となった。

一方、資金を運用した日数は215日となり、前年度に比べ91日増加した。また、一日平均運用額は206億1千5百万円で、前年度に比べ85億7千9百万円増加した。運用による受取利息は2千万円となり、前年度に比べ1千9百万円(1,568.3%)の増加となった。

[表 4]

資金収支の状況

(単位：円)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率(%) (C/B)
調達	資金調達日数	88日	124日	△ 36日	△ 29.0
	一日平均調達額	8,885,681,818	19,724,193,548	△ 10,838,511,730	△ 55.0
	支払利息	6,584,823	4,944,320	1,640,503	33.2
運用	資金運用日数	215日	124日	91日	73.4
	一日平均運用額	20,615,348,837	12,036,290,322	8,579,058,515	71.3
	受取利息	20,411,606	1,223,495	19,188,111	1,568.3

オ 翌年度繰越額の状況

一般会計の繰越額は97事業491億8千6百万円で、前年度に比べ12事業減少し、金額では12億3千9百万円(2.5%)の減少となった。その内訳としては、すべて繰越明許費である。

[表 5]

翌年度繰越額の状況

(単位：円)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率(%) (C/B)	
一般会計	繰越明許費	事業数	97事業	108事業	△ 11事業	—
		金額	49,186,370,128	50,315,760,830	△ 1,129,390,702	△ 2.2
	事故繰越し	事業数	0事業	1事業	△ 1事業	—
		金額	0	109,949,100	△ 109,949,100	皆減
	事業数	97事業	109事業	△ 12事業	—	
	金額	49,186,370,128	50,425,709,930	△ 1,239,339,802	△ 2.5	
特別会計	繰越明許費	事業数	0事業	0事業	0事業	—
		金額	0	0	0	—
	事故繰越し	事業数	0事業	0事業	0事業	—
		金額	0	0	0	—
	事業数	0事業	0事業	0事業	—	
	金額	0	0	0	—	
合計	事業数	97事業	109事業	△ 12事業	—	
	金額	49,186,370,128	50,425,709,930	△ 1,239,339,802	△ 2.5	
予算現額に占める割合		5.2 %	5.3 %	△ 0.1 ポイント	—	

カ 不用額の状況

一般会計の不用額は60億4千4百万円で、前年度に比べ33億5千1百万円の減少となった。また、特別会計の不用額は33億8千9百万円で、前年度に比べ1億1千

2百万円の増加となった。

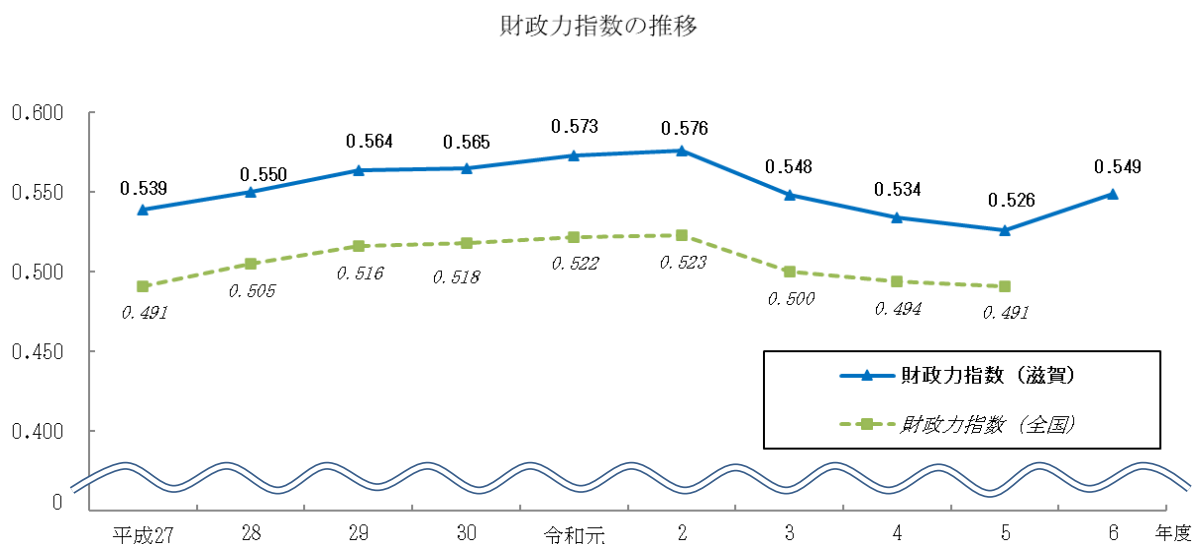
[表 6] 不用額の状況 (単位：円)

区 分	一般会計歳出合計		特別会計歳出合計	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
予算現額(A)	704,391,837,930	696,358,631,857	236,318,815,000	247,181,259,000
支出済額(B)	649,161,224,018	636,537,007,593	232,929,565,456	243,904,581,644
翌年度繰越額(C)	49,186,370,128	50,425,709,930	0	0
不用額(A-B-C)	6,044,243,784	9,395,914,334	3,389,249,544	3,276,677,356
増減	△ 3,351,670,550		112,572,188	

(2) 財政指標

財政状態を普通会計（一般会計と特別会計を合わせた財政統計上の会計）でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、0.549 と前年度に比べ 0.023 ポイント上昇した。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、91.9%と前年度に比べ 0.5 ポイント改善した。一般財源の総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率については、16.4%と前年度に比べ 1.5 ポイント改善した。

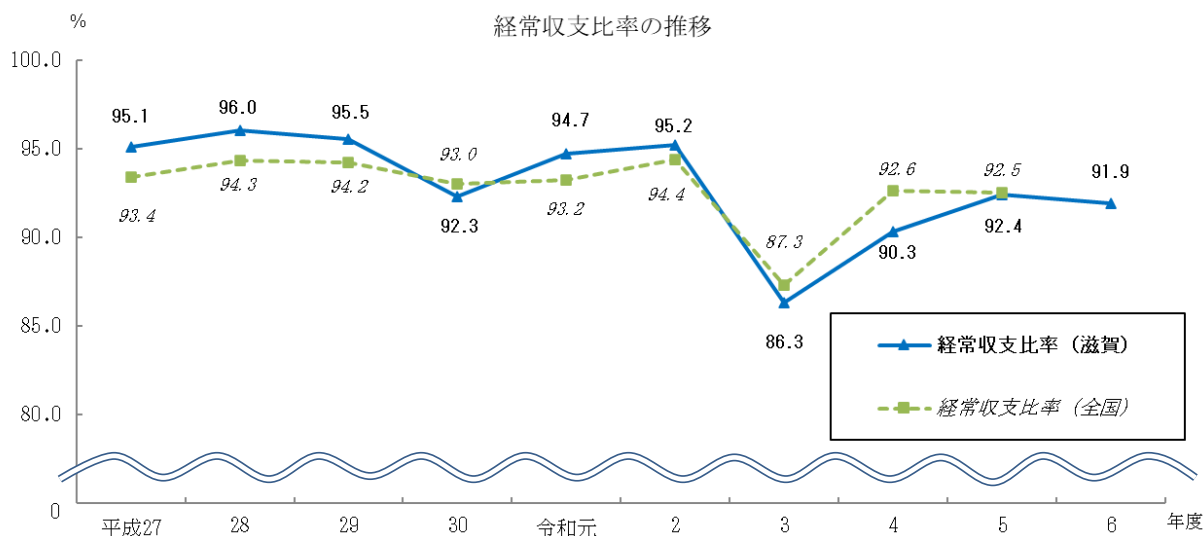
[グラフ 2]



注 令和5年度以前の数値は「滋賀県財政事情」から引用している。

財政力指数 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値であり、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があることを示している。

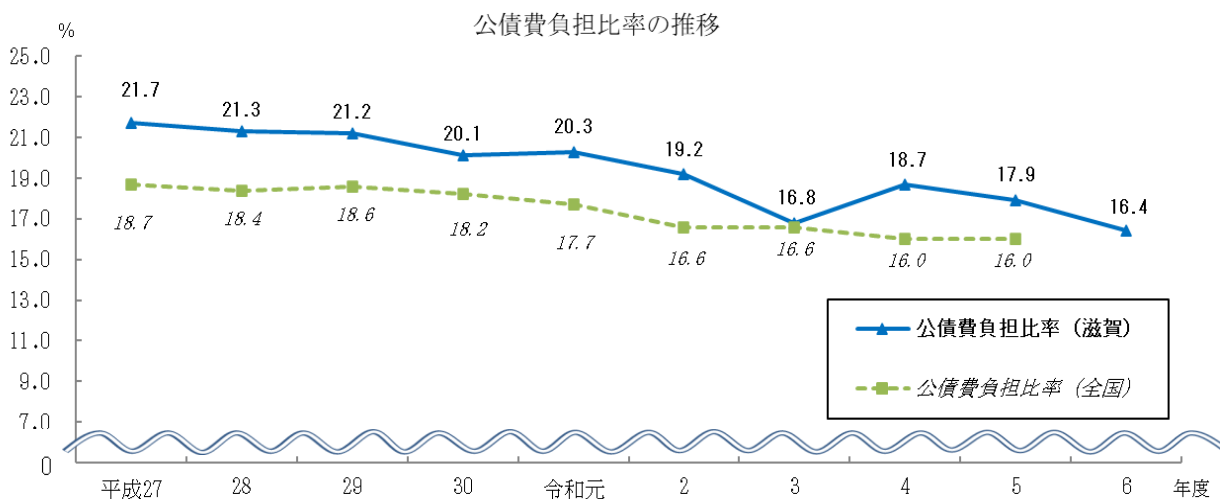
[グラフ 3]



注 令和5年度以前の数値は「滋賀県財政事情」から引用している。

経常収支比率 地方税や地方交付税を中心とする経常一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費の義務的経費等経常経費にどの程度充当されているかを見るものであり、この数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示している。

[グラフ 4]



注 令和5年度以前の全国数値は地方財政状況調査関係資料から引用している。

公債費負担比率 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示している。

第7 審査の意見

本県の財政状況は、引き続き厳しい状況が続くことが予想される。そこで、今後の行財政運営に当たっては、以下の取組を徹底され、必要な財源の確保と歳出の見直しに努め、安定

的で持続可能な財政基盤の確立に向け取り組むとともに、県としての役割・責任を十分に果たすよう努められたい。

1 財政運営の健全化に向けて

社会経済情勢が大きく変化する中、財政を取り巻く状況の変化や財政需要の拡大等、今後の財政収支を十分に見通し、施策を展開していく必要がある。

歳入においては、収入未済の縮減や歳入の確保をより一層強化するとともに、歳出においては、既存の枠組みに捉われることなく不断の検証・見直しを行いつつ、未来に向けた投資など新たな行政需要等へのヒト・財源の配分のシフトを着実に進められることで、歳入・歳出の両面から将来を見据えた財政運営の健全化に緊張感をもって取り組まれたい。

また、当初予算編成時における精査と補正予算による調整等執行管理の徹底により、不用額の縮減に努められたい。さらに、繰越しに係る事業実施については、早期の事業完了を図ることにより、事業効果が十分に発揮されるよう努められたい。

あわせて、県出資法人等も含めた財政健全化に向けた取組を着実に図られたい。

2 経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

県では、基本構想の着実な推進を行財政面から下支えするため、「滋賀県行政経営方針2023-2026」において「対話と共感、共創で築く県民主役の県政の実現のために」を経営理念とし取組を進めることとしている。

県民の負託に応えるべく、各部局相互の連携を徹底し、横つなぎの総合行政を意識することにより、より効率的・効果的な行政運営に取り組むとともに、市町や県民をはじめとする様々な主体との連携、協働をより一層推進されたい。

事業の実施においては、前例に捉われず、社会インフラについては予防保全の考え方に基づいた保守管理への転換による中長期的なコスト削減など、将来を見据えた戦略的な見直しを行うとともに、限られた財源が最大限に生かされ、最少の経費で最大の効果があげられるよう、「経済性」、「効率性」、「有効性」の3点を常に念頭に置き、AI技術やICTの利活用といったDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進による行政手続やサービスの効率化・省力化、民間活力のより積極的な活用など、県民のニーズに対応したより質の高いサービスの提供に努められたい。

委託事業や補助事業については、履行状況の把握と確認を適切に行い、支出の効果が最大限に発揮されたか成果の検証を十分に行うとともに、必要性や手法について、不断の見直しを行われたい。

3 歳入の確保について

直近の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。

令和6年度の県税収入は、製造業を中心に業績が好調だったことによる法人二税の増収および物価上昇等による地方消費税の増収などにより、対前年度 77 億 1 百万円の増収となった。

なお、個人県民税については、定額減税の影響があったものの、好調な企業業績等による配当割および株式等譲渡所得割の増収等により、減収額は 1 億 4 千万円となった。

本県では県税収入のうち、経済状況の影響を受けやすい法人二税が税収の約 3 分の 1 を占めていることから、社会経済情勢の動向に留意しながら、引き続き、地方税財源の確保や充実強化が図られるよう国に要望されたい。

また、滋賀応援寄附等の取組については、金融機関と連携した企業版ふるさと納税の推進により法人による寄附額が増加している。今後とも、積極的な PR により、寄附の獲得、資産の有効活用やネーミングライツの売却などを図ることにより、自主財源の更なる確保につなげられたい。

(1) 収入未済

一般会計における収入未済額は、調定額 6,679 億 8 千 5 百万円に対し、113 億 3 千 7 百万円で、そのうち県税に係る徴収猶予額を除いた収入未済額は、107 億 2 千 4 百万円である。

県税（加算金を含む）の収入未済額は、調定額 1,960 億 6 千 3 百万円に対し、24 億 3 百万円で、前年度に比べ 5 千 9 百万円（2.4%）の減少となっている。このうち徴収猶予額を除くと、収入未済額は 17 億 9 千万円で、前年度に比べ 1 億 3 千 1 百万円（6.9%）の減少となっている。このように、収入未済の縮減に向け努力されているところであるが、公平な税負担の確保の観点からも、引き続き、より効果的な催告や徹底した滞納処分を行うとともに、未収金発生未然防止、納税意識の更なる醸成に努められたい。また、徴収体制の整備のための経営資源の投入や人材育成にも一層努められたい。

徴収猶予を除いた収入未済の約8割を占める個人県民税については、県と市町の協働による合同捜索の実施や、共同徴収の拡大などの取組が進められているところであるが、引き続き、県税事務所と地方税徴収対策室においては、創意と工夫による市町との連携強化を図るとともに、一丸となって収入未済額の一層の縮減に取り組まれない。

県税以外の収入未済額は、調定額 4,719 億 2 千 1 百万円に対し、89 億 3 千 4 百万円で、高等学校奨学資金貸付金元利収入に係る収入未済の減などにより前年度に比べて 2 千 9 百万円（0.3%）の減少となっている。

また、特別会計における収入未済額については、調定額 2,366 億 5 百万円に対し 5 億 5 千 8 百万円となっている。

県税以外の収入未済の対応については、債権管理や法的整理に関する「滋賀県庁債権回収対応マニュアル」等に基づき徴収事務が実施されている。さらに、税外未収金の共同管理を実施し、令和6年度において、回収困難な案件について、2千6百万円が回収されたところである。一層の収納促進を図り、新たな収入未済を発生させないよう、早期の指導を徹底するとともに、共同管理とする事案選定の拡大についても検討されたい。

さらに、収納方法については、県税においては納付書への二次元バーコードの印字や、クレジットカード納税の対象税目を拡大するなど、納付機会の拡大や周知に努められているところであるが、納入通知書による納付が多くを占めるその他の債権についても、収納に係る費用負担とのバランスも考慮しつつ、社会情勢の変化や県民のニーズを踏まえ、引き続き、納付機会の拡大や周知に努められたい。

(2) 不納欠損

一般会計の不納欠損額は、1億5千万円で、前年度に比べ8百万円（6.3%）の増加となっている。

不納欠損については、徴収・回収可能な債権が欠損に至ることのないよう、早期着手の徹底を図るなど、適時、適切な事務の取扱いに努められたい。

[表 7]

収入未済および不納欠損の状況

(単位：円)

区 分	一 般 会 計						特 別 会 計
	県 税 (a) (除 徴 収 猶 予 額)	諸収入のうち 県税にかかる加算金(b)	小 計 (c=a+b)	県 税 以 外 (d)	合 計 (c+d) (除 徴 収 猶 予 額)		
令和6 年度	調定額 (A)	196,008,866,398 (195,395,798,347)	55,075,723	196,063,942,121 (195,450,874,070)	471,921,118,929	667,985,061,050 (667,371,992,999)	236,605,835,254
	収入済額 (B)	193,504,239,816	33,046,407	193,537,286,223	462,959,414,343	656,496,700,566	236,047,684,625
	不納欠損額 (C)	123,290,730	163,429	123,454,159	27,149,442	150,603,601	0
	収入未済額 (D)	2,381,335,852 (1,768,267,801)	21,865,887	2,403,201,739 (1,790,133,688)	8,934,555,144	11,337,756,883 (10,724,688,832)	558,150,629
	比率(%) (B/A)	98.7 (99.0)	60.0	98.7 (99.0)	98.1	98.3 (98.4)	99.8
令和5 年度	不納欠損額 (E)	130,719,082	654,824	131,373,906	10,295,350	141,669,256	0
	収入未済額 (F)	2,438,941,132 (1,897,787,632)	24,224,296	2,463,165,428 (1,922,011,928)	8,964,104,474	11,427,269,902 (10,886,116,402)	564,494,042
対前 年度 比較	不納欠損額増減 (G=C-E)	△ 7,428,352	△ 491,395	△ 7,919,747	16,854,092	8,934,345	0
	不納欠損額増減率 (G/E)	△ 5.7	△ 75.0	△ 6.0	163.7	6.3	-
	収入未済額増減 (H=D-F)	△ 57,605,280 (△ 129,519,831)	△ 2,358,409	△ 59,963,689 (△ 131,878,240)	△ 29,549,330	△ 89,513,019 (△ 161,427,570)	△ 6,343,413
	収入未済額増減率 (H/F)	△ 2.4 (△ 6.8)	△ 9.7	△ 2.4 (△ 6.9)	△ 0.3	△ 0.8 (△ 1.5)	△ 1.1

注 「県税以外 (d)」は県税および県税に係る加算金を除いた額

4 財務に関する事務の適正な執行について

財務に関する事務について、財務規則等の基本ルールが十分理解されていないと思われる誤りや、組織としての確認や業務の進捗状況の共有等が十分ではなかったため生じている誤りなど、財務監査（定期監査）等において是正、改善を要するとした事例が認められたところである。

こうした事務処理誤りの発生を未然に防止し、県民に信頼される県政を実現するため、「滋賀県事務適正化推進方針」に基づき、組織内でのチェック機能の更なる強化を図られたところであるが、職員一人一人が公金を取り扱う重要性和責任を再認識し、財務知識の習熟度を高め、引き続き適正な事務執行体制の確保に取り組まれない。また、落札決定の取消しをはじめ、複数部局で発生している事例などについて、事務処理誤りの要因を分析し、情報共有を図るとともに、必要に応じて、事務の合理化、効率化に資する規則等の見直しやICTの活用による事務処理誤りの発生防止のための仕組みづくりについても積極的に推し進められたい。

5 財産の適正な管理について

(1) 公共施設等マネジメントの着実な推進

今後見込まれる公共施設等の老朽化の進行と人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化に的確に対応していくため策定された「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（以下、「基本方針」という。平成28年3月策定、令和4年3月に中間見直し）に基づき、財政負担の縮減・平準化および資産価値の最大化に向けた取組が着実に推進され、安全性の維持、確保が図られるよう進捗管理に努められたい。

また、基本方針の取組期間は令和7年度末までであることから、今後の長期に渡る施設のニーズや県の役割の変化、施設の利用状況等、公共施設を取り巻く環境や社会情勢

の変化を踏まえ、施設総量の適正化や老朽化対策等について、次期基本方針において検討されたい。

(2) 県有財産の有効活用

いまなお今後の利用計画が明確になっていない県有地については、将来的な活用の可能性を十分に検討した上で貸付けや売却処分等を行い、有効活用に努められたい。

(3) 物品の適切な管理および有効活用

物品については、以前より再三にわたり適切な管理について指導をしてきたところであるが、いまだ現物確認ができなかった事例や、物品の処分手続を行わず廃棄している事例が見受けられる。

物品は財産であることに十分留意し、定期的な実際の物品とシステム上の台帳を突合するなど、物品の管理に厳正を期されたい。

また、指定管理者制度導入施設において管理される県所有物品についても定期的な確認を行うなど、適正な管理運営の確保に努められたい。

6 滋賀県が締結する契約に関する条例に基づく取組の推進について

本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする「滋賀県が締結する契約に関する条例」に基づき策定された「滋賀県の契約に関する取組方針」により、取組を進めてこられたところであるが、引き続き条例の基本理念にのっとり県の契約の推進を図るため、着実に取り組まれたい。

7 まとめ

最後に、事務事業の執行については、職員一人一人がコンプライアンス意識の向上を図り、行政の公正性、公平性、透明性を確保するとともに、組織としての内部統制機能を十分に発揮させ、厳正かつ的確な財務事務の執行に努められたい。

なお、監査および包括外部監査の結果や意見についても、適切かつ真摯に対応されたい。

(5) 滋賀県公営企業決算審査意見書（抜粋版）

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和6年度滋賀県公営企業決算審査の対象は、次のとおりである。

滋賀県モーターボート競走事業

滋賀県琵琶湖流域下水道事業

滋賀県病院事業

滋賀県工業用水道事業

滋賀県水道用水供給事業

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された決算その他関係書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第5 審査の結果

第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類は法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

なお、留意すべき事項については、「第6 審査の意見」に記載のとおりである。

第6 審査の意見

各事業の決算に係る審査の意見は次のとおりである。

1 モーターボート競走事業

滋賀県は、県が実施する施策に必要な財源を確保することを目的として、モーターボート競走法に基づいて、モーターボート競走事業を実施しており、びわこボートレース場を運営している。

(1) 事業の概要

競走事業では、舟券売上収入のおおむね 75%を払戻金としての的中者に配当し、残りの約 25%のうち、法定交納付金等の売上連動経費や、選手賞金、広報宣伝事業等の運営経費などを差し引いた残額を収益とし、一部を一般会計に繰り出しており、この繰出金を通じ、県民の社会福祉の増進、教育文化の発展、スポーツの振興等に寄与している。

令和6年度の本場開催レースの総売上額は 669 億 7 千 2 百万円（百万円未満切捨て。以下文中において同じ。）、1 日平均売上額は 3 億 6 千万円で、前年度に比べ 9.0%減少した。本場入場者数は 173,047 人で、前年度に比べ 4.1%増加した。

また、場間場外発売（受託分）の売上額は、122 億 8 千 2 百万円で、前年度に比べ 1.0%増加した。

経営状況は、事業収益 698 億 6 千 1 百万円に対して、一般会計への繰出金 22 億円を含めた事業費用は 684 億 5 千万円で、当年度の純利益は 14 億 1 千万円となった。

(2) 審査の意見

全国の競走事業の総売上額は近年、電話・インターネット投票の急伸により大幅に増加しており、当レース場においては、SNSを活用した動画配信などの情報発信等に取り組むことにより、令和6年度も中期経営計画に掲げていた売上額を大幅に上回ったものの、前年度の売上額と比較すると減少している。

また、ファンの高齢化やレジャーおよび販売形態の多様化等さまざまな要因により、本場来場者の大幅な増加が見込めない状況にある。

こうした状況下、人口減少など将来のリスクを見据えつつ、一方で、時代の変化に適応した経営戦略を展開していくことが期待される。

今後も、機動的な経営判断を行い、収益の最大化と財政基盤の安定化を図るとともに、一般会計への繰出金による県財政への貢献という公営競技の使命を果たすために、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 本場の更なる活性化について

令和6年度において、本場開催分の売上額における電話・インターネット投票の割合が 74.7%を占めているが、売上額は令和5年度に比べ減少しており、コロナ渦の収束を受け、本場の活性化が急がれるところであると考えられる。

従来は舟券販売とレース観戦の場という機能から、びわこボートレース場の新たなファンになっていただく入口としての機能を前面に出し、多くの方々に支持されるボートレース場として進化していくことが望まれる。

このことから、本年3月に策定した「びわこボートレース場中期経営計画 2025」(以下「経営計画」という。)に掲げる目指すべき姿「ファン、選手、地域の三方から喜ばれる・選ばれる『びわこボートレース場』」に沿って、本場の更なる活性化に向けて、次の2点の取組を進められたい。

(ア) 魅力的なボートレースの開催

S G競走、プレミアムG I競走など、上位グレードレースの誘致は、売上げの増加はもとより、全国のファンがびわこボートレース場の魅力を知る機会づくりでもあり、結果、本場への新規来場者の増加や、電話・インターネット投票や他場における売上増加にもつながると考えられることから、今まで、熱心に誘致に努めた結果、S G競走レースが令和8年度に開催できることとなった。

今後も、上位グレードレースや大きな売上げが期待できる女子戦等の誘致に積極的に努めるなど、来場者数の増加や売上げの向上はもとより、びわこボートレース場の新たなファンの獲得につながるよう、引き続き戦略的に取り組まられたい。

(イ) 快適な施設・サービスの提供

来場者の定着と顧客満足度の向上を図るため、世代を問わず来場できる安全安心な空間を提供するとともに、引き続き観覧席やトイレの改修をはじめ、利便性提供施設等の更なる充実を図るほか、単にレースだけを目的としない来場者に対するイベントの提供など、ファミリー層を含むより幅広い層の施設来場者にとって親しみやすく居心地の良いレース場となるよう努められたい。

また、場内で働く全てのスタッフの接客・接遇の向上を図るとともに、「初心者ที่มา場しやすい雰囲気づくり」、「初心者が舟券を購入しやすい雰囲気づくり」に努められたい。

イ 健全な経営の確保について

財政基盤の更なる安定化を図るため、次の2点の取組について一層推進されたい。

(ア) 財務体質の強化

当レース場では、インターネットを通じて全国の顧客をターゲットとした施策等に取り組む、売上げの向上につながっているところである。

今後も、施策の効果の検証、他場との比較分析、新たなマーケティング戦略など

により、安定した収益の確保に努められたい。

また、これまでから来場者数に応じた体制の見直し等により経費の抑制が行われているが、今後も不断の見直しに努められたい。

(イ) 施設の活用・運用

現在の施設が建設されてから 20 年以上経過しており、老朽化に伴う修繕が必要となっている。また、令和 6 年 9 月に解体工事が完了した旧スタンドの跡地に係る活用策については、現在検討されているところである。

については、利用者のみならず県民の満足度や利便性の向上と投資に係る費用対効果を総合的に勘案しながら、全体として効果が高く、周辺地域の観光資源を生かした新たな誘客促進に資する施設となるよう十分に検討されたい。

ウ 中期経営計画 2025 の推進について

一般会計への毎年 15 億円の繰出金の確保という目標の達成を通じた公共の福祉の増進への貢献はもとより、今後も、ナイトレース開催に向けての検討や地域住民が楽しめるエリアの提供など各種施策の推進を図りながら、地元関係者や関係機関・団体などの様々な主体と連携し、当場の経営および地域貢献を安定的かつ継続的に行えるように、経営計画を着実に推進されたい。

2 琵琶湖流域下水道事業

琵琶湖流域下水道事業は、公衆衛生の向上、琵琶湖等の公共用水域の水質保全、生活環境の改善に資するため、湖南中部、湖西、東北部および高島の4処理区を運営し、市町の管理する公共下水道により排除される下水を排除・処理している。

(1) 事業の概要

琵琶湖流域下水道では、全ての処理水が琵琶湖に流入するという特徴から、高度処理による水質保全施策を展開している。公共下水道により排除される下水を受け、これを排除・処理し、令和6年度の年間処理水量は155,488,097 m³（日平均425,995 m³）で、前年度からは1,643,441 m³（1.1%）の増加となった。年間汚泥処理量は130,014t（日平均356.2t）で、前年度からは255t（0.2%）の増加となった。

経営状況は、事業収益197億4千6百万円に対して、事業費用は206億8千9百万円で、当年度の純損失は9億4千3百万円となった。

財政状況は、固定比率（固定資産／（資本金＋剰余金＋繰延収益））が119.4%（対前年度比0.1ポイント上昇）、固定資産対長期資本比率（固定資産／（固定負債＋繰延収益＋資本合計））が100.3%（対前年度比0.2ポイント上昇）で、昨年度とほぼ同様の数値である。

(2) 審査の意見

今後の琵琶湖流域下水道事業の経営に当たっては、「琵琶湖流域下水道事業経営戦略」（令和元年度～令和10年度）および「滋賀県下水道第2期中期ビジョン」（以下「第2期中期ビジョン」という。計画期間は、令和3年度～令和14年度）に則して、公衆衛生の向上、生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資する公営企業としての使命を果たすため、引き続き、経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 下水道施設の維持管理について

全国において、管渠の破損に伴う道路陥没事故などが頻発している中、本県の下水道における管渠を含む資産についても、その多くが耐用年数を迎えるとともに、今後、多額の更新投資が必要となる見込みであり、経営上の大きな課題となっている。

このことから、第2期計画として策定した「滋賀県琵琶湖流域下水道ストックマネジメント計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、AI技術等、ICTの活用も含む計画的・効率的な点検・更新の取組を通じ、課題解決に向け努められた

い。

イ 発生汚泥の有効利用について

汚水を浄化する過程で発生する汚泥は、建設資材やバイオマスとしてのポテンシャルを有するが、汚泥有効利用率は 45%程度で、全国平均 78%（令和 5 年度）と比べて低い状況にある。

平成 27 年に改正された下水道法において、発生汚泥の有効利用が努力義務化されたこともあり、第 2 期中期ビジョンでは、発生汚泥等の未利用資源の有効活用によるエネルギーの創出に取り組むこととされている。

この取組の一環として高島浄化センターでは汚水を浄化する過程で発生する下水汚泥から肥料を製造する「コンポスト化施設」の整備が完了し、令和 6 年 6 月から下水汚泥から製造された肥料が製品として販売された。

については、この取組の主旨を県民の方々に分かりやすく周知するとともに、関係部局との連携を密にし、発生汚泥の有効利用に係る研究や取組をより一層推進されたい。

ウ 不明水対策について

琵琶湖流域下水道における過去 10 年間の年間不明水量は、年間処理水量のおおむね 12%から 16%で推移する中、前年度から年間不明水量は増加しており、これは近年の地球温暖化の影響など県内における降水量の増加や集中豪雨の発生などの影響と考えられる。

不明水については、市町の管理する公共下水道およびその区域内における宅内の施設が主な発生源と考えられる中、その箇所が多く特定が困難なこと、対策投資の効果が明確化しにくいという課題があるものの、公平な費用負担の観点からも、全ての市町における足並みをそろえた取組が必要となっている。

このため、県および市町において「第 2 期琵琶湖流域下水道不明水対策実施計画」（令和 4 年度～令和 8 年度）に基づき、発生源対策と被害軽減対策に関するソフト・ハードの両面での対策・取組を推進するとともに、県においては、令和 7 年度に ICT 技術を活用した幹線流域における流量調査と対策検討を行っている。

今後も、県のリーダーシップの下、全ての市町と一丸となり、持続可能で実効性のある対策を進められたい。

3 病院事業

病院事業は、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、総合病院、小児保健医療センター、精神医療センターの3病院を運営していたが、令和7年1月に総合病院と小児保健医療センターの組織統合を行い、新たな総合病院と精神医療センター（以下「両病院」という。）を運営している。

(1) 事業の概要

令和6年度は、両病院において、病床数 758 床、37 診療科を運営し、延べ患者数は外来患者が 276,504 人、入院患者が 192,163 人、合計で 468,667 人となり、令和5年度から 11,470 人（2.5%）の増加となった。

経営状況は、総合病院では、事業収益 240 億 8 百万円に対して事業費用 256 億 6 千 8 百万円で、純損失は 16 億 6 千万円となった。精神医療センターでは、事業収益 19 億 9 千 3 百万円に対して事業費用 22 億 3 千 3 百万円で、純損失は 2 億 3 千 9 百万円となった。

この結果、病院事業庁全体で、事業収益は 261 億 1 千 2 百万円に対して事業費用は 280 億 1 千 2 百万円で、当年度の純損失は 18 億 9 千 9 百万円となり、当年度未処理欠損金は 183 億 7 千 6 百万円となった。

(2) 審査の意見

両病院は、県民の健康や生命を守るため、それぞれが持つ機能や特色を生かし、安全・安心な医療、高度専門医療、また、県民のニーズや時代の要請に的確に対応した医療を提供し、今後とも公的医療機関としての使命と役割を果たされるよう求めるものである。

経営については、令和5年度に新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置付けが見直されたことに伴う関連する補助金収入の大幅な減少等により、病院事業庁全体では 7 億 8 千万円の純損失を計上した。令和6年度においては、医業収益は増加したものの、医業費用が大幅に増大したことから、病院事業庁全体で前年度を大幅に上回る 18 億 9 千 9 百万円の純損失を計上することとなった。その結果、未処理欠損金は 183 億 7 千 6 百万円となった。

病院事業を取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況にあることから、自主・自律的な運営体制の構築により経営基盤の強化を図り、安全・安心・良質な医療の提供に努め、経営の健全化に向けて以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 経営改善について

令和6年度は、総合病院においては患者数の増加や診療単価向上の取組もあり、医業収益に増加がみられるものの、給与費の増加や物価高騰の影響等により、前年度から純損失が大幅に拡大し、精神医療センターは引き続き純損失を計上している。

両病院においては、令和5年度改定の「第五次県立病院中期計画」（以下「中期計画」という。）に則し、県立病院の果たすべき役割・機能を明確化・最適化し、診療連携協定の締結による医師派遣・患者の相互紹介など、地域医療機関との機能分化・連携強化を通じた持続可能な経営基盤の確立に取り組まれない。

なお、中期計画における令和6年度の病院事業庁全体の収支見込みは7億8千4百万円の純損失であったが、令和6年度の純損失は18億9千9百万円となり、中期計画と比較して11億1千5百万円悪化しており、このような厳しい経営状況を踏まえ、病床稼働率を向上させるとともに、高度急性期・専門医療の充実や、新たな施設基準での各種加算の取得をさらに進めることで医業収益の増加に努められたい。

また、薬品、診療材料、医療機器等の購入に係る費用の削減に加え、病院間の医療資源の最適化やDXの取組を進めるなど、両病院の理念や使命からなる重点目標や指標の達成に向けて公営企業としての経済性を十分に発揮した効率的・効果的な病院経営に取り組まれ、中期計画の達成に努められたい。

イ 資金不足について

令和2年度まで収益的収支の赤字が継続していたことや、過去の投資に起因する企業債元金償還金が減価償却費を上回る状況となったことに加え、給与費の増加や物価高騰の影響等により収支差が増大、資金収支は非常に厳しい状況にある。

については、両病院の経営に必要な資金を確保できるよう、中期計画における収支計画の達成に努められたい。

また、経営の安定が損なわれないよう、資金収支の状況を分析のうえ、必要な措置を講じられたい。

ウ 病院統合に伴う施設整備について

令和6年度においては、総合病院と小児保健医療センターの組織統合が行われたが、小児病棟の移転および小児新棟の整備についてスケジュール変更が生じている。

小児患者に対する医療の更なる充実を図るとともに、医療資源の効果的・効率的な活用により診療機能と診療体制を充実・強化することで、子どもから大人まで切れ目のない安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供を着実に推進されたい。

また、病院統合の効果等について、利用者はもとより、県民の理解も一層深まる

よう、引き続き説明責任を果たされたい。

エ 安定的な医療体制の確保について

長期にわたって安定した医療サービスを提供するためには医師および看護師等の確保が不可欠である。

医師については、確保に努力される中、病院全体での職員定数は概ね充足するも、精神医療センターでは恒常的に医師が不足しており、外来診療において長期間にわたる診療待ちが発生するなど深刻な状況が続いている。医師不足は、患者数の減少に直結し、医業収益の落ち込みにつながることから、経営面においても医師確保の早急な対応が求められる。

また、看護師についても、病院全体では依然として現員が定数を下回る状況にあることから、引き続き計画的に必要な人材の確保に取り組まれない。

オ 収入未済解消に向けた取組について

患者自己負担金の収入未済額は、令和6年度、6千6百万円と、前年と比べて3百万円増加している。収入未済の解消に向けて、直接徴収と外部委託を適切に組み合わせ、効果的に取り組まれない。

また、クレジットカード決済は、患者の利便性が向上するとともに、負担金の回収が確実であることから、患者への周知を図り、更なる利用拡大に努められたい。

4 工業用水道事業

工業用水道事業は、彦根工業用水道事業および南部工業用水道事業の2事業からなっている。

(1) 事業の概要

令和6年度は、2事業において受水企業58社を対象として給水し、契約給水量は、29,229千 m^3 （日平均80,080 m^3 ）で、ピーク時である平成13年度の39,657千 m^3 （日平均108,650 m^3 ）に比し減少傾向にあった中で、前年度から60千 m^3 （0.2%）の増加となった。実給水量は18,454千 m^3 （日平均50,284 m^3 ）で、平成12年度の29,167千 m^3 （日平均79,911 m^3 ）をピークに減少傾向にあった中で、前年度から182千 m^3 （1.0%）の増加となった。

経営状況は、彦根工業用水道事業では、事業収益1億7千7百万円に対して事業費用1億6千6百万円で、純利益は1千万円となった。南部工業用水道事業では、事業収益9億6百万円に対して事業費用7億4千9百万円で、純利益は1億5千6百万円となった。

この結果、2事業合計で、事業収益10億8千3百万円に対して事業費用9億1千6百万円で、当年度の純利益は1億6千7百万円となり、前年度比2千8百万円（14.4%）の減少となった。

(2) 審査の意見

今後の工業用水道事業の経営に当たっては、令和3年3月に策定された「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「経営戦略」という。計画期間は令和3年度～令和12年度）に則して、事業の着実な進行管理を行われるとともに、公営企業として、琵琶湖を水源とした安全で良質な水を安定供給するという使命を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 収益の確保について

収益確保の取組については、リサイクル水の利用など水利用の効率化や節水意識の高まりにより企業の水需要が減少傾向にあることから、平成28年度より導入した新規受水および増量時の負担軽減制度について、令和3年度に拡充を行うなど対策を講じてきたところである。

また、県内における設備投資の活発化に対応するため、商工観光労働部が設置する産業立地サポートチームの一員として、情報収集等に取り組まれているところである。

引き続き、市町および他部局と連携し、既存受水企業の水需要の動向についての把握に努めるとともに、既設管路周辺における企業の新規受水量の獲得および既存企業の増量契約による契約水量の増加に向けて、定期的に企業との意見交換を行うなど、P D C Aサイクルにより計画的に取り組み、更なる収益の確保に努められたい。

イ 持続可能な経営の推進について

施設・設備について、今後、大規模な更新時期を迎えることから、平成 28 年 3 月策定の「アセットマネジメント計画」（平成 28 年度～令和 37 年度）に則して、計画的・効率的な更新を実施するとともに、引き続き耐震対策・危機管理対策にも計画的に取り組みたい。

また、全国的に頻発している漏水事故なども踏まえて、A I 技術等、I C T の利活用も含めた点検の充実・強化による維持管理の徹底および減災対策に努められたい。

さらに、経営戦略に基づき、今後想定される施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保や中堅・若手職員への技術の継承に努められたい。

なお、今後も施設・設備の更新に当たっては、C O₂ ネットゼロ推進のため、令和 6 年 3 月策定の「企業庁脱炭素ロードマップ」にそって、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進等に努めるとともに、これには多額の投資が必要となることから、国庫補助金等を有効に活用し、必要な財源を確保しつつ着実に進められたい。

5 水道用水供給事業

水道用水供給事業は、湖南水道用水供給事業からなっている。

(1) 事業の概要

令和6年度は、8市2町を対象として給水し、契約給水量は41,414千 m^3 （日平均113,465 m^3 ）で、前年度に比べ113千 m^3 （0.3%）の減少であった。実給水量は47,034千 m^3 （日平均128,862 m^3 ）で、前年度に比べ367千 m^3 （0.8%）の増加であった。

経営状況は、事業収益45億5千3百万円に対して事業費用44億8千5百万円で、当年度の純利益は6千7百万円となり、前年度に比べ6億3百万円（89.9%）の減少となった。

(2) 審査の意見

今後の水道用水供給事業の経営に当たっては、令和3年3月に策定された「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「経営戦略」という。計画期間は令和3年度～令和12年度）に則して、事業の着実な進行管理を行われるとともに、公営企業として、琵琶湖などを水源とした安全で良質な水を安定供給するという使命を果たすため、引き続き経営の合理化・効率化に努めるとともに、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 持続可能な経営の推進について

施設・設備について、今後、大規模な更新時期を迎えることから、平成28年3月策定の「アセットマネジメント計画」（平成28年度～令和37年度）に則して、計画的・効率的な更新を実施するとともに、引き続き耐震対策・危機管理対策にも計画的に取り組まれない。

また、全国的に頻発している漏水事故なども踏まえて、AI技術等、ICTの利活用も含めた点検の充実・強化による維持管理の徹底および減災対策に努められない。

さらに、今後も施設・設備の更新に当たっては、CO₂ネットゼロ推進のため、令和6年3月策定の「企業庁脱炭素ロードマップ」にそって、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進等に努めるとともに、これには多額の投資が必要となることから、国庫補助金等を有効に活用し、必要な財源を確保しつつ着実に進められない。

今後の水道料金改定に当たっては、今般の物価上昇や施設の耐震化・老朽化といった諸課題に対応するとともに、令和8年度からの5年間の料金については、令和7年度に受水市町との協議を行うと明記している現行の経営戦略に則して、関係市

町の意向も十分に踏まえながら、持続的で安定した経営が可能となる料金改定について協議を進められたい。

加えて、経営戦略に基づき、今後想定される施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保や中堅・若手職員への技術の継承に努められたい。

また、令和4年12月に市町等の実施する水道事業の「水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）が知事部局において策定された。プランの実現に向けて、県営で唯一の水道事業体である企業庁の知見と専門性を発揮し、知事部局と連携して積極的に取組を進められたい。

イ 水質管理の強化について

平成27年度に当初認定された水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）については、令和6年2月に更新が認められるなど、日常的に水質管理の強化に取り組んでいる。しかし、ひとたび水道水の異臭事案が発生すると、受水区域の方々の日常生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることに加え、令和8年4月以降、PFOS・PFOAについて水質基準への引上げが予定される中、水質管理について、一層の高い安全性の確保と信頼性の維持・向上に努め、安全で良質な水道用水を供給されたい。

(6) 滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和6年度滋賀県土地開発基金

第3 審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われているか。

第4 審査の実施内容

審査に付された令和6年度滋賀県土地開発基金運用状況調書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した財務監査（定期監査）および例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第5 審査の結果および意見

第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

なお、利用計画が不明確なまま保有されている土地の一部で活用に向け整備がされる見込みであるが、これ以外の土地の有効活用策について、引き続き検討されたい。

第6 運用の状況

土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		令和5年度末 現 在 高 A	令和6年度中 取 得 高 B	令和6年度中 処 分 高 C	令和6年度中 増 減 値 D = B - C	令和6年度末 現 在 高 E = A + D
土 地	面 積	325,467.39 m ²	270.86 m ²	1,564.14 m ²	△ 1,293.28 m ²	324,174.11 m ²
	金 額	3,157,371,921	27,068,400	139,373,820	△ 112,305,420	3,045,066,501
現 金		4,480,624,365	145,676,628	27,068,400	118,608,228	4,599,232,593
計		7,637,996,286	172,745,028	166,442,220	6,302,808	7,644,299,094

(7) 健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等の審査

第2 審査の対象

1 健全化判断比率

令和6年度における滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 資金不足比率

令和6年度における滋賀県モーターボート競走事業会計、琵琶湖流域下水道事業会計、病院事業会計、工業用水道事業会計および水道用水供給事業会計の各決算に基づく当該事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既の実施した財務監査（定期監査）、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第5 審査の結果および意見

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について、第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、今後の財政収支を見通しつつ、社会経済情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応をもって、事業の選択と集中、事務の効率化の徹底を図り、財政の健全化に向けて一層の取組を進められたい。

記

1 健全化判断比率

	令和6年度決算に 基づく健全化判断比率	令和5年度決算に 基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%
実質公債費比率	11.2%	11.3%	25.0%
将来負担比率	178.5%	183.3%	400.0%

注 実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「—」にて記載

2 資金不足比率

	令和6年度決算に 基づく資金不足比率	令和5年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
モーターボート競走事業会計	—	—	20.0%
琵琶湖流域下水道事業会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
水道用水供給事業会計	—	—	

注 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

(8) 滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

第2 審査の対象

令和6年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書

第3 審査の着眼点

知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

第4 審査の実施内容

審査に付された令和6年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に行なった財務監査（定期監査）その他の監査等によって得られた知見に基づき慎重に審査した。

第5 審査の結果および意見

審査に付された令和6年度滋賀県事務適正化（内部統制）評価報告書について、第1から第4に記載のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続および評価結果に係る記載は相当であると認められた。

なお、再発防止に向けた取組が全庁的により実効性のあるものとなるよう、内部統制制度に係る不断の見直しを行われたい。

第6 備考

特段記載すべき事項はない。

(9) 住民監査請求および監査結果の概要

令和7年度における住民監査請求の状況および処理結果は次のとおりである。

	請求日	請求の内容	結果通知日	処理結果
1	令和8年3月5日	事業所省エネ・再エネ等推進 加速化事業の検証等を求める 請求	令和8年 3月25日	不受理（却下）

資 料

(1) 財政的援助団体等の監査実施団体選定指針

平成 5年11月19日制定

令和 2年 7月28日改正

地方自治法第199条第7項の規定により、滋賀県監査委員が実施する財政的援助団体等の監査の対象団体の選定基準は次のとおりとする。

1 監査対象団体の選定除外団体

別表1に定める団体は監査対象団体の選定除外団体とする。

(別表1) 選定除外団体

(平成28年 8月)

選 定 除 外 団 体
市町（一部事務組合を含む）
単独費にあつては1件が1,000万円未満の財政的援助を受けている団体
国庫補助費にあつては1件が3,000万円未満の財政的援助を受けている団体

2 監査実施団体および頻度の選定基準

監査実施団体は、別表2の監査実施団体選定基準を満たすものうちから定期監査の結果、監査日程等を考慮して選定するものとする。

なお、定期監査等の結果、その他諸般の事情等から必要に応じ、監査委員の協議によって監査の周期、または別表1に定める団体に関係なく監査を実施するものとする。

(別表2)

財政的援助団体等の監査実施団体選定基準

(令和2年 7月)

監 査 実 施 団 体 の 区 分		監 査 実 施 周 期
出資団体	県が1/2以上出資している団体で、その事業規模が7億円以上の団体	1回/2年
	県が1/2以上出資している団体で、その事業規模が3億円以上7億円未満の団体	1回/3年
	県が1/2以上出資している団体で、その事業規模が3億円未満の団体	1回/5年
	県が1/4以上出資している団体で、上記以外の団体および地方自治法施行令第140条の7第2項に規定する法人	随 時
	地方独立行政法人	随 時
補助金等 交付団体	国庫補助事業にかかる補助金等交付団体 (1件あたり3,000万円以上)	随 時
	県単独補助事業にかかる補助金等交付団体 (1件あたり1,000万円以上)	
公の施設の管理を行わせているもの(指定管理者)		随 時

(2) 外部監査制度について

地方分権の進展に伴い、地方公共団体には自己決定と自己責任の徹底が求められ、従来の国のチェックに代わる、地方公共団体におけるチェック機能を十分に強化する必要があった。また、平成7年頃から大きな問題となった地方公共団体における不適正な予算執行の問題は、地方公共団体に対する国民の信頼感を著しく損なうものとなったことから、制度的に何らかのチェック機能の強化が必要とされた。

これらを背景として、平成9年2月、第25次地方制度調査会の「監査制度の改革に関する答申」が出され、これに基づき、「外部監査制度」創設を主たる内容とする地方自治法の改正が平成9年6月4日に公布された（平成10年10月1日施行）。

本県においても、「滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成11年滋賀県条例第7号）が制定され、平成11年4月1日から外部監査制度が実施されている。

年度	包括外部監査人	テーマ
H11	八幡 知行氏 (公認会計士)	①退職手当 ②特別会計（12特別会計）
H12	同 上	①病院会計（3病院） ②公社会計（土地・住宅）
H13	同 上	①企業庁 ②県立の文化施設（近代美術館、びわ湖ホール、文化振興事業団、琵琶湖博物館、陶芸の森）
H14	平居 新司郎氏 (公認会計士)	①公有財産（特に土地）の取得、処分および管理 ②物品の取得、処分および管理
H15	同 上	①健康福祉部における補助金・委託料 ②社会福祉事業団・社会福祉協議会
H16	同 上	①滋賀県造林公社・びわ湖造林公社 ②人件費
H17	大橋 弘美氏 (公認会計士)	①農政水産部における補助金・委託料・工事請負費 ②滋賀県道路公社
H18	同 上	①滋賀県の下水道事業 ②滋賀県下水道公社
H19	同 上	①教育委員会の各事業及び各施設 ②滋賀県の病院事業
H20	西村 猛氏 (公認会計士)	①県出資法人の財務事務の執行について
H21	同 上	①滋賀県の環境行政に関連する事務事業について
H22	同 上	①滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について
H23	遠藤 尚秀氏 (公認会計士)	① インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について
H24	同 上	①商工観光労働部が所管する事務事業の執行管理及び出資団体等の経営管理について

H25	同 上	①特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務の執行及び経営管理について
H26	村尾 慎哉氏 (公認会計士)	①高等教育機関における財務事務の執行について
H27	同 上	①文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行および管理運営について
H28	同 上	①試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について
H29	西野 裕久氏 (公認会計士)	①委託契約に関する財務事務の執行について
H30	同 上	① 県立病院の財務に関する事務の執行について
R 元	同 上	① 情報システムに関する財務事務の執行について
R 2	野口 真一氏 (公認会計士)	①観光施策（関連する施策を含む）に関する財務事務の執行について
R 3	同 上	①教育に関する財務事務（主に学校教育に係るもの）の執行について
R 4	同 上	① 農政水産部に関する財務事務の執行について
R 5	尾仲 伸之氏 (公認会計士)	① 環境に関する財務事務の執行について
R 6	同 上	①債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について
R 7	同 上	① 病院事業（県立病院）に関する財務事務の執行について

滋賀県の監査2025

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

[発行 令和8年4月]

滋賀県監査委員事務局

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 〒520-8577

電話 077-528-4462

FAX 077-528-4971

E-mail kansa@pref.shiga.lg.jp

ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/kansa/>

🔍 滋賀県 監査